

平成28年度 主たる事業の報告

（ 平成28年度事業報告書 一部抜粋 ）

第3章 加入者数、事業所数、医療費等の状況

(1) 加入者、事業所の動向

協会の加入者数や事業所数については、ここ数年、増加傾向にあります。図表 3-1 は直近 10 年間の数値と伸び率になりますが、28 年度の事業所数の伸びは 7.3% と特に高く、加入者数の伸びを大きく上回っています¹。

それぞれの 28 年度末まで（標準報酬月額は年度平均）の動向については、以下のとおりです。

加入者数は 3,809 万 1 千人となり、前年度に比べ 90 万 7 千人（2.4%）増加しました。

このうち、被保険者数は 2,244 万 1 千人となり、前年度に比べ 85 万 1 千人（3.9%）増加しています。任意継続被保険者数は 27 万 3 千人となり、前年度に比べ 1 万 4 千人（4.8%）減少しました。なお、28 年度中に新たに被保険者となった方の数は、512 万 6 千人となっています（月別の新規加入者数は図表 3-2 参照）。

また、被扶養者数も増加し、1,564 万 9 千人となりました。前年度に比べ 5 万 5 千人（0.4%）増加しています。

なお、近年の被保険者の増加傾向については、東京や埼玉、千葉、神奈川などの大都市圏において特に顕著に現れています（図表 3-4 参照）。

平均標準報酬月額は 283,351 円となり、前年度に比べ 3,024 円（1.1%）増加しました。

適用事業所数は 199 万 4 千事業所となり、前年度に比べて 13 万 5 千事業所（7.3%）増加しました。28 年度中に 18 万 7 千事業所が新たに協会の適用事業所となり、5 万 2 千事業所が休廃止等によって協会の適用事業所ではなくなりました。

協会と健康保険組合等との間での事業所の異動に関しては、図表 3-5 に 22 年度以降の状況を示しています。28 年度は 27 年度に引き続き、協会から健康保険組合等に移った事業所数が健康保険組合等から協会に移った事業所数を上回りました。また、協会から健康保険組合等に移った加入者数も 27 年度よりも大幅に増加しています²。具体的には、1,123 事業所（被保険者数 14 万人、被扶養者数 8 万 5 千人、平均標準報酬月額 38 万 2 千円）が協会から健康保険組合等に移りました（前年度に比べ 268 事業所増加）。反対に、774 事業所（被保険者数 3 万 6 千人、被扶養者数 2 万 5 千人、平均標準報酬月額 28 万 7 千円）が健康保険組合等から協会に移りました（前年度に比べ 243 事業所増加）。28 年度に健康保険組合等に移った事業所と協会に入ってきた事業所の平均標準報酬月額の水準の差は 9 万 5 千円であり、比較的標準報酬月額の水準が高い事業所を中心として健康保険組合等に移っています。

¹ 近年の事業所数や加入者数の増加要因は、景気による影響のほか、日本年金機構の未適用事業所に対する適用促進対策による影響があります。なお、28 年度においては 10 月から施行されている短時間労働者に対する適用拡大による影響もあります（事業所数、被保険者数、被扶養者数の増加傾向については図表 3-3 を参照）。

² 健康保険組合等に移った加入者数の増加要因の 1 つとしては、28 年度に大規模の健康保険組合が設立されたことによる影響があります。

〔(図表 3-1) 加入者、事業所等の動向〕

(加入者数などの人数: 千人、平均標準報酬月額: 円、適用事業所数: 千カ所)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
加入者数	36,312 (1.0%)	34,722 (▲4.4%)	34,846 (0.4%)	34,863 (0.0%)	34,895 (0.1%)	35,122 (0.7%)	35,662 (1.5%)	36,411 (2.1%)	37,184 (2.1%)	38,091 (2.4%)
被保険者数	19,818 (1.6%)	19,506 (▲1.6%)	19,529 (0.1%)	19,592 (0.3%)	19,643 (0.3%)	19,884 (1.2%)	20,315 (2.2%)	20,914 (2.9%)	21,590 (3.2%)	22,441 (3.9%)
うち任意継続 被保険者数	431 (▲5.0%)	462 (7.2%)	520 (12.7%)	406 (▲22.0%)	354 (▲12.8%)	338 (▲4.5%)	321 (▲5.0%)	300 (▲6.6%)	287 (▲4.3%)	273 (▲4.8%)
被扶養者数	16,494 (0.3%)	15,216 (▲7.8%)	15,317 (0.7%)	15,271 (▲0.3%)	15,252 (▲0.1%)	15,239 (▲0.1%)	15,346 (0.7%)	15,497 (1.0%)	15,594 (0.6%)	15,649 (0.4%)
平均標準報酬月額	284,930 (0.7%)	285,156 (0.1%)	280,149 (▲1.8%)	276,217 (▲1.4%)	275,307 (▲0.3%)	275,295 (▲0.0%)	276,161 (0.3%)	277,911 (0.6%)	280,327 (0.9%)	283,351 (1.1%)
適用事業所数	1,582 (2.2%)	1,607 (1.6%)	1,625 (1.1%)	1,623 (▲0.1%)	1,621 (▲0.1%)	1,636 (0.9%)	1,681 (2.7%)	1,750 (4.1%)	1,859 (6.2%)	1,994 (7.3%)

※1 括弧内は前年度対比の増減率

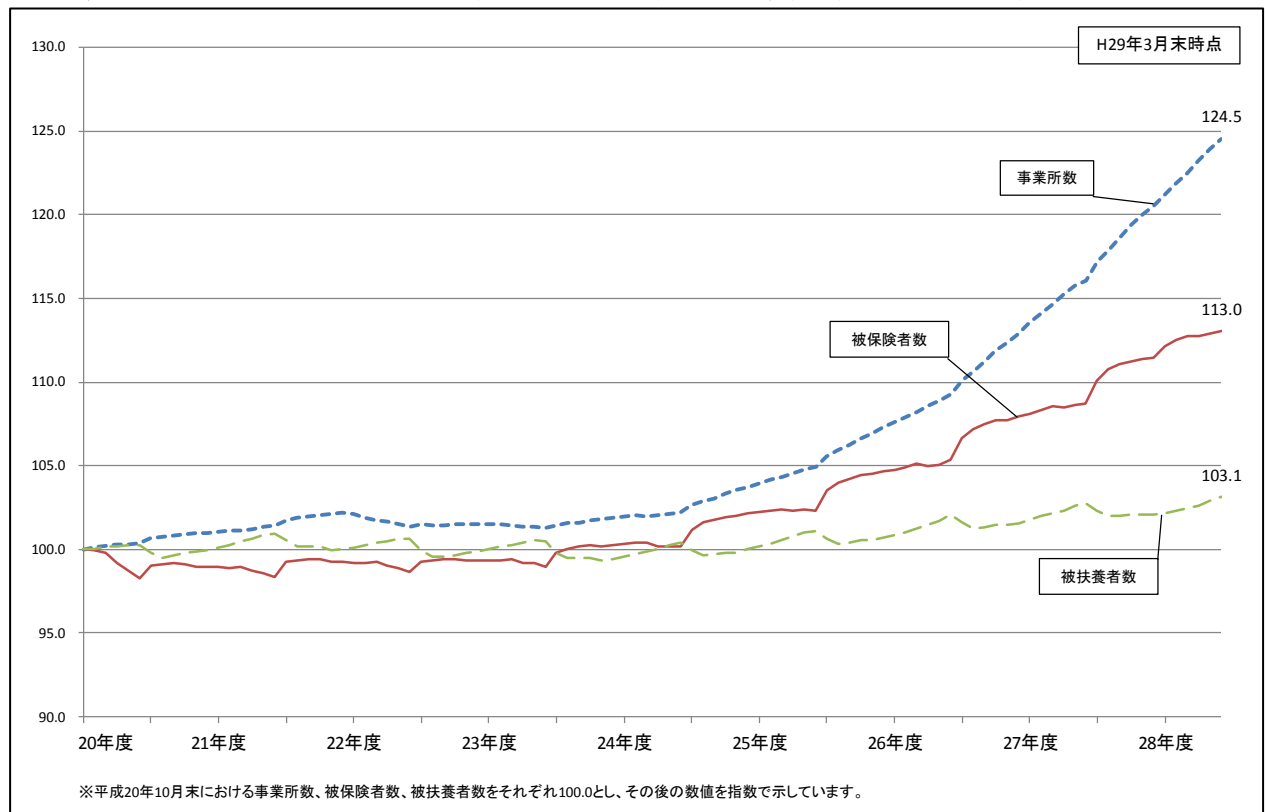
※2 「加入者数」などの人数及び事業所数は年度末の数値、標準報酬月額は年度平均の数値

〔(図表 3-2) 28年度の月別の新規加入者数等の推移〕

(単位: 万人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規加入者数	154.9	80.8	63.7	58.1	57.4	54.9	81.1	61.4	50.2	58.9	56.1	62.3	839.8
被保険者数	106.4	49.2	37.3	34.2	33.1	32.5	51.7	36.8	29.3	33.8	31.9	36.4	512.6
被扶養者数	48.5	31.5	26.3	23.9	24.3	22.4	29.4	24.5	21.0	25.2	24.1	25.9	327.2
資格喪失者数	135.0	71.4	58.3	53.9	54.7	53.3	65.8	53.2	42.1	57.1	48.4	56.5	749.8
被保険者数	79.2	35.4	32.3	30.2	31.1	30.4	38.0	30.4	23.9	34.4	28.5	33.8	427.7
被扶養者数	55.8	36.0	26.0	23.7	23.6	22.9	27.8	22.8	18.2	22.7	19.9	22.7	322.1

〔(図表 3-3) 協会けんぽの事業所数・被保険者数・被扶養者数の推移 (指数)〕



〔(図表 3-4) 年度末時点での被保険者数の推移〕

(単位:人)

	25年度	26年度	前年度対比 (増減率%)	27年度	前年度対比 (増減率%)	28年度	前年度対比 (増減率%)
北海道	964,353	987,088	2.36	1,005,802	1.90	1,035,885	2.99
青森	245,592	250,741	2.10	257,919	2.86	266,776	3.43
岩手	244,791	248,586	1.55	251,215	1.06	255,761	1.81
宮城	394,604	414,999	5.17	426,767	2.84	439,849	3.07
秋田	196,148	197,819	0.85	199,978	1.09	201,773	0.90
山形	228,847	232,291	1.50	235,694	1.46	244,588	3.77
福島	368,016	378,884	2.95	387,463	2.26	402,431	3.86
茨城	356,627	367,140	2.95	381,462	3.90	401,003	5.12
栃木	283,551	289,415	2.07	297,237	2.70	305,960	2.93
群馬	319,517	327,724	2.57	338,269	3.22	350,646	3.66
埼玉	625,495	659,577	5.45	696,448	5.59	747,922	7.39
千葉	444,473	461,080	3.74	490,168	6.31	533,491	8.84
東京	2,298,805	2,422,705	5.39	2,586,704	6.77	2,796,355	8.10
神奈川	748,804	790,656	5.59	836,935	5.85	896,571	7.13
新潟	464,281	469,941	1.22	479,908	2.12	486,956	1.47
富山	233,954	238,461	1.93	247,281	3.70	251,148	1.56
石川	246,804	254,408	3.08	260,286	2.31	267,771	2.88
福井	169,349	170,920	0.93	172,806	1.10	176,580	2.18
山梨	134,491	137,087	1.93	140,823	2.73	145,133	3.06
長野	354,046	364,588	2.98	372,072	2.05	380,192	2.18
岐阜	387,299	395,709	2.17	407,278	2.92	422,960	3.85
静岡	556,378	567,240	1.95	582,420	2.68	598,568	2.77
愛知	1,262,099	1,303,361	3.27	1,346,405	3.30	1,391,523	3.35
三重	276,116	280,280	1.51	287,592	2.61	295,126	2.62
滋賀	189,553	192,265	1.43	196,236	2.07	198,598	1.20
京都	473,434	478,270	1.02	488,418	2.12	504,171	3.23
大阪	1,666,474	1,731,567	3.91	1,781,120	2.86	1,854,346	4.11
兵庫	776,488	792,218	2.03	810,722	2.34	836,147	3.14
奈良	162,343	164,874	1.56	168,716	2.33	172,896	2.48
和歌山	157,772	158,647	0.55	161,762	1.96	165,024	2.02
鳥取	117,554	119,720	1.84	121,167	1.21	123,392	1.84
島根	151,174	152,487	0.87	151,558	▲ 0.61	151,850	0.19
岡山	399,228	402,538	0.83	409,964	1.84	422,928	3.16
広島	570,130	587,814	3.10	602,664	2.53	622,903	3.36
山口	242,558	249,723	2.95	253,052	1.33	254,969	0.76
徳島	151,591	153,561	1.30	156,782	2.10	158,806	1.29
香川	212,002	215,068	1.45	221,206	2.85	225,514	1.95
愛媛	284,075	291,336	2.56	297,187	2.01	302,932	1.93
高知	148,156	149,548	0.94	152,030	1.66	153,885	1.22
福岡	995,937	1,011,358	1.55	1,037,717	2.61	1,065,384	2.67
佐賀	164,069	166,488	1.47	168,532	1.23	170,315	1.06
長崎	255,756	257,725	0.77	260,927	1.24	266,536	2.15
熊本	339,623	357,034	5.13	362,927	1.65	368,158	1.44
大分	231,461	234,553	1.34	239,960	2.31	244,950	2.08
宮崎	219,216	222,076	1.30	227,088	2.26	231,777	2.06
鹿児島	334,433	337,420	0.89	341,500	1.21	347,658	1.80
沖縄	267,773	277,198	3.52	290,101	4.65	303,067	4.47
全国	20,315,240	20,914,188	2.95	21,590,268	3.23	22,441,174	3.94

〔(図表 3-5) 協会と健康保険組合等との間での事業所の異動について〕

		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
協会から健康保険組合等への異動	事業所数	2,006事業所	1,409事業所	1,312事業所	988事業所	915事業所	855事業所	1,123事業所
	被保険者数	128千人	84千人	67千人	73千人	47千人	53千人	140千人
	被扶養者数	87千人	62千人	46千人	52千人	32千人	34千人	85千人
	平均標準報酬月額	323千円	334千円	332千円	328千円	342千円	343千円	382千円
健康保険組合等から協会への異動	事業所数	688事業所	886事業所	598事業所	1,164事業所	2,078事業所	531事業所	774事業所
	被保険者数	70千人	11千人	49千人	42千人	72千人	32千人	36千人
	被扶養者数	56千人	9千人	31千人	34千人	62千人	27千人	25千人
	平均標準報酬月額	268千円	283千円	262千円	288千円	304千円	296千円	287千円

※22年度に健康保険組合から協会へ移行した688事業所のうち165事業所は制度的に解散が進められた地方公務員の健康保険組合から移行した事業所

(2) 医療費の動向

28年度の医療費総額（医療給付費と自己負担額の合計額）は、6兆5,667億円となり、前年度と比べて2.4%の増加となっています（図表3-6参照）。

このうち、医療給付費は5兆1,165億円で前年度に比べて2.4%の増加（現物給付費は5兆22億円で前年度に比べ2.4%の増加、現金給付費は1,143億円で前年度に比べ2.8%の増加）、その他の現金給付費は4,104億円で前年度に比べて5.3%の増加となっており、保険給付費（医療給付費とその他の現金給付費の合計額）が5兆5,269億円と前年度に比べて2.6%の増加となっています。

また、加入者1人当たりでみると、医療費総額は174,102円となり、前年度と比べて0.1%の増加となっています（図表3-7参照）。

このうち、医療給付費は135,652円で、前年度に比べて0.1%の増加（現物給付費は132,622円で前年度に比べ0.1%の増加、現金給付費は3,030円で前年度に比べ0.5%の増加）、その他の現金給付費は、10,882円で前年度に比べて3.0%の増加となっており、保険給付費が、146,534円と前年度に比べて0.3%の増加となっています（医療費の動向についての詳細は、巻末の参考資料「協会けんぽの医療費の特徴について」を参照）。

〔(図表 3-6) 医療費の動向〕

(単位:億円)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
医療費総額	50,661 (3.5%)	51,879 (2.4%)	52,838 (1.8%)	54,515 (3.2%)	55,615 (2.0%)	56,476 (1.5%)	58,078 (2.8%)	60,230 (3.7%)	64,146 (6.5%)	65,667 (2.4%)
医療給付費 ※2 ①	38,850 (4.3%)	39,620 (2.0%)	40,494 (2.2%)	41,963 (3.6%)	42,914 (2.3%)	43,714 (1.9%)	44,915 (2.7%)	46,665 (3.9%)	49,979 (7.1%)	51,165 (2.4%)
現物給付費	37,138 (5.9%)	38,326 (3.2%)	39,166 (2.2%)	40,675 (3.9%)	41,645 (2.4%)	42,541 (2.2%)	43,820 (3.0%)	45,551 (3.9%)	48,867 (7.3%)	50,022 (2.4%)
現金給付費 ※3	1,712 (▲21.2%)	1,293 (▲24.5%)	1,327 (2.6%)	1,288 (▲3.0%)	1,269 (▲1.4%)	1,173 (▲7.6%)	1,095 (▲6.7%)	1,114 (1.8%)	1,111 (▲0.3%)	1,143 (2.8%)
その他の現金給付費 ※4 ②	3,523 (5.3%)	3,559 (1.0%)	3,710 (4.2%)	3,884 (4.7%)	3,831 (▲1.4%)	3,773 (▲1.5%)	3,832 (1.6%)	3,915 (2.2%)	3,896 (▲0.5%)	4,104 (5.3%)
保険給付費 ※5 (①+②)	42,373 (4.4%)	43,179 (1.9%)	44,204 (2.4%)	45,847 (3.7%)	46,745 (2.0%)	47,487 (1.6%)	48,747 (2.7%)	50,580 (3.8%)	53,875 (6.5%)	55,269 (2.6%)

※1 括弧内は前年度対比の増減率となります。

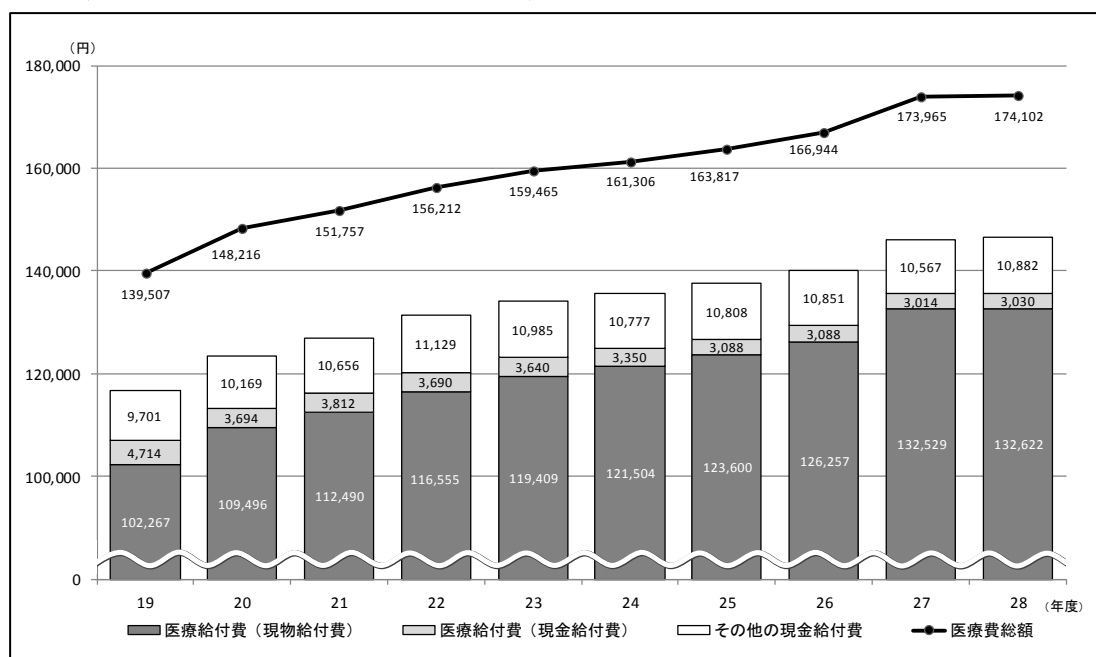
※2 「医療給付費」は、「医療費総額（医療費の10割相当）」から一部負担金（自己負担額）を差し引いた額となります。

※3 「現金給付費」は、療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付費となります。

※4 「その他の現金給付費」は、傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金、出産手当金の合計となります。

※5 28年度実績である5兆5,269億円は、28年度に発生した給付費（現物給付費の場合は診療日が、現金給付費の場合は支給決定日が28年度中のもの）であるのに対し、47頁（図表4-25）合算ベースにおける28年度決算額5兆5,751億円は、28年度に支払った給付費のほか、診療報酬の審査支払に要する費用を含んでいます。

〔(図表 3-7) 加入者 1 人当たりの医療費の推移〕



※（図表 3-6）の当該年度の医療費等に対して、当該年度の加入者数の平均値で除して算出しています。

(3) 現金給付の動向

28 年度における現金給付の支給総額は 5,247 億円となり、前年度と比べて 4.8% の増加となっています（前述の現金給付費とその他の現金給付費を合計したもの）。

傷病手当金については、28 年度は 105 万 3 千件、1,798 億円の支給実績となっており、前年度からは 103 億円の増加となりました。

出産手当金については、28 年度は 19 万 6 千件、665 億円の支給実績となっており、前年度からは 29 億円の増加となりました。

出産育児一時金については、28 年度は 38 万 6 千件、1,622 億円の支給実績となっており、前年度からは 29 億円の増加となりました。

高額療養費（償還払い）については、28 年度は 72 万 7 千件、342 億円の支給実績となっており、前年度からはそれぞれ 14 万 3 千件、22 億円の増加となりました。なお、現物給付による高額療養費³については、28 年度は 326 万 2 千件、4,145 億円の支給実績となっており、前年度からはそれぞれ 11 万 6 千件、188 億円の増加となりました。

療養費のうち、柔道整復療養費については、28 年度は 1,516 万件、672 億円の支給実績となっており、前年度からはそれぞれ 16 万 3 千件、1 億円の増加となりました。

その他の療養費については、28 年度は 90 万 7 千件、128 億円の支給実績となっており、前年度からはそれぞれ 5 万 7 千件、8 億円の増加となりました。

³ 70 歳未満の方の高額療養費については、入院は 19 年 4 月から、また外来については 24 年 4 月からは限度額適用認定証による現物給付化が図られています（70 歳以上の方については入院・外来ともに 19 年 4 月から現物給付化がされています）。

〔(図表 3-8) 現金給付等の推移〕

(件数:件、金額:億円、1件当たり金額:円)

		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
傷病手当金	件数	924,770 (0.2%)	909,917 (▲1.6%)	898,616 (▲1.2%)	906,834 (0.9%)	929,561 (2.5%)	941,187 (1.3%)	1,053,303 (ー)※5
	金額	1,659 (▲2.4%)	1,621 (▲2.3%)	1,579 (▲2.6%)	1,589 (0.6%)	1,646 (3.6%)	1,695 (2.9%)	1,798 (6.1%)
	1件当たり 金額	179,382 (▲2.6%)	178,165 (▲0.7%)	175,670 (▲1.4%)	175,179 (▲0.3%)	177,114 (1.1%)	180,058 (1.7%)	170,720 (ー)※5
出産手当金	件数	115,640 (6.0%)	121,746 (5.3%)	125,566 (3.1%)	134,461 (7.1%)	142,315 (5.8%)	155,164 (9.0%)	195,763 (ー)※5
	金額	466 (5.5%)	489 (5.0%)	506 (3.5%)	543 (7.3%)	581 (7.0%)	636 (9.6%)	665 (4.5%)
出産育児一時金	件数	414,363 (5.5%)	405,416 (▲2.2%)	397,867 (▲1.9%)	400,842 (0.7%)	397,719 (▲0.8%)	368,385 (ー)※4	386,370 (4.9%)
	金額	1,737 (12.1%)	1,700 (▲2.1%)	1,668 (▲1.9%)	1,681 (0.8%)	1,668 (▲0.8%)	1,546 (ー)※4	1,622 (4.9%)
高額療養費	現物 給付分	件数	2,142,189 (7.4%)	2,208,779 (3.1%)	2,465,150 (11.6%)	2,639,110 (7.1%)	2,825,781 (7.1%)	3,145,903 (11.3%)
		金額	2,581 (13.1%)	2,675 (3.6%)	2,973 (11.2%)	3,172 (6.7%)	3,390 (6.9%)	4,145 (4.7%)
		1件当たり 金額	120,502 (5.3%)	121,114 (0.5%)	120,619 (▲0.4%)	120,195 (▲0.4%)	119,978 (▲0.2%)	127,051 (1.0%)
	現金 給付分 (償還払い)	件数	773,181 (▲3.0%)	744,896 (▲3.7%)	674,103 (▲9.5%)	596,590 (▲11.5%)	606,750 (1.7%)	584,048 (▲3.7%)
		金額	537 (▲8.3%)	510 (▲5.0%)	423 (▲17.1%)	349 (▲17.4%)	342 (▲2.0%)	320 (▲6.5%)
		1件当たり 金額	69,417 (▲5.5%)	68,469 (▲1.4%)	62,702 (▲8.4%)	58,489 (▲6.7%)	56,335 (▲3.7%)	47,056 (▲14.0%)
	計	件数	2,915,370 (4.4%)	2,953,675 (1.3%)	3,139,253 (6.3%)	3,235,700 (3.1%)	3,432,531 (6.1%)	3,729,951 (8.7%)
		金額	3,118 (8.7%)	3,185 (2.2%)	3,396 (6.6%)	3,521 (3.7%)	3,732 (6.0%)	4,277 (14.6%)
		1件当たり 金額	106,954 (4.1%)	107,838 (0.8%)	108,182 (0.3%)	108,817 (0.6%)	108,728 (▲0.1%)	114,664 (5.5%)
	計	件数	2,915,370 (4.4%)	2,953,675 (1.3%)	3,139,253 (6.3%)	3,235,700 (3.1%)	3,432,531 (6.1%)	3,729,951 (8.7%)
		金額	3,118 (8.7%)	3,185 (2.2%)	3,396 (6.6%)	3,521 (3.7%)	3,732 (6.0%)	4,277 (14.6%)
		1件当たり 金額	106,954 (4.1%)	107,838 (0.8%)	108,182 (0.3%)	108,817 (0.6%)	108,728 (▲0.1%)	114,664 (5.5%)
柔道整復療養費	件数	13,150,264 (4.4%)	13,651,151 (3.8%)	13,981,142 (2.4%)	14,153,096 (1.2%)	14,481,056 (2.3%)	15,000,090 (3.6%)	15,163,059 (1.1%)
	金額	643 (1.2%)	647 (0.6%)	639 (▲1.2%)	632 (▲1.1%)	649 (2.7%)	671 (3.3%)	672 (0.2%)
	1件当たり 金額	4,889 (▲3.1%)	4,737 (▲3.1%)	4,570 (▲3.5%)	4,466 (▲2.3%)	4,484 (0.4%)	4,473 (▲0.2%)	4,432 (▲0.9%)
その他の療養費	件数	776,596 (0.1%)	807,815 (4.0%)	792,942 (▲1.8%)	798,930 (0.8%)	867,681 (8.6%)	850,554 (▲2.0%)	907,349 (6.7%)
	金額	108 (1.4%)	113 (4.4%)	111 (▲1.0%)	114 (2.1%)	123 (8.1%)	121 (▲1.8%)	128 (6.2%)
	1件当たり 金額	13,880 (1.3%)	13,927 (0.3%)	14,048 (0.9%)	14,235 (1.3%)	14,171 (▲0.4%)	14,194 (0.2%)	14,134 (▲0.4%)

※1 括弧内は前年度比の増減率となります。

※2 上記のほか、現金給付として埋葬料の支給を行っており、28年度の支給件数は38,367件、支給額は19億円となります。

※3 件数は人数とは異なります。例えば高額療養費を1人で2カ月受給した場合は2件となります。

※4 27年度以降の出産育児一時金の件数・金額については、業務・システムの刷新に伴い統計調査の集計方法が変更されたことにより、26年度以前との単純比較はできません。

※5 28年度の傷病手当金及び出産手当金については、28年4月施行の傷病手当金及び出産手当金の算定方法の見直しに伴い、4月1日をまたぐ期間の請求を、新制度分と旧制度分に分けて整理していることから件数が大幅に増加しており、他年度との単純比較はできません。

〔(図表 3-9) 現金給付の各支部における支給状況①〕

支部別	高額療養費(現物給付分を除く)					傷病手当金					出産手当金				出産育児一時金			
	総数			加入者 1人当たり		総数			被保険者 1人当たり		総数		被保険者(女性) 1人当たり		総数		加入者(女性) 1人当たり	
	件数 (件)	金額 (百万円)	1件当たり 金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (百万円)	1件当たり 金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (百万円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (百万円)	件数 (件)	金額 (円)
北海道	44,436	2,397	53,934	0.025	1,354	49,779	7,336	147,378	0.048	7,066	5,945	1,824	0.015	4,726	14,589	6,125	0.016	6,880
青森	11,594	311	26,828	0.026	706	11,847	1,663	140,391	0.045	6,280	2,701	745	0.024	6,593	4,239	1,779	0.019	7,834
岩手	10,739	322	30,029	0.026	773	11,246	1,658	147,398	0.044	6,478	2,326	621	0.022	5,831	3,988	1,674	0.019	7,957
宮城	15,764	518	32,856	0.022	712	19,661	3,056	155,445	0.045	6,998	3,764	1,183	0.023	7,186	7,514	3,154	0.021	8,831
秋田	6,699	177	26,362	0.020	528	11,046	1,409	127,564	0.055	6,959	2,169	564	0.025	6,619	2,871	1,205	0.017	7,032
山形	11,928	496	41,541	0.030	1,246	10,800	1,585	146,763	0.044	6,485	2,867	760	0.028	7,345	3,781	1,587	0.019	7,924
福島	14,437	471	32,654	0.022	713	17,996	2,922	162,389	0.045	7,328	4,019	1,278	0.025	7,931	6,975	2,928	0.021	8,855
茨城	15,052	554	36,798	0.023	837	20,142	3,524	174,935	0.051	8,933	3,497	1,253	0.022	8,046	6,569	2,757	0.020	8,307
栃木	8,802	331	37,557	0.017	646	15,033	2,543	169,136	0.049	8,369	2,777	945	0.023	7,832	5,424	2,276	0.021	8,840
群馬	13,044	451	34,607	0.022	751	17,223	2,821	163,791	0.050	8,124	2,744	983	0.021	7,562	6,364	2,671	0.021	8,969
埼玉	23,049	1,250	54,242	0.019	1,006	32,237	5,855	181,632	0.044	8,049	4,557	1,653	0.017	6,335	8,658	3,634	0.014	6,019
千葉	9,517	572	60,099	0.011	659	24,694	4,591	185,900	0.048	8,898	3,359	1,223	0.018	6,428	8,314	3,490	0.020	8,225
東京	60,484	3,620	59,858	0.014	837	119,708	23,507	196,366	0.044	8,655	23,652	9,461	0.022	8,852	45,363	19,048	0.021	8,866
神奈川	23,781	1,768	74,351	0.016	1,212	38,428	7,434	193,455	0.044	8,535	5,814	2,243	0.018	7,062	12,631	5,301	0.018	7,452
新潟	5,977	235	39,283	0.007	287	24,824	3,886	156,533	0.051	7,969	5,143	1,592	0.027	8,264	8,477	3,560	0.021	8,777
富山	9,429	450	47,722	0.023	1,094	9,386	1,604	170,869	0.037	6,381	2,441	787	0.024	7,855	2,303	967	0.011	4,754
石川	8,880	278	31,281	0.020	630	11,154	1,930	173,044	0.042	7,251	2,704	858	0.025	7,907	4,603	1,932	0.021	8,784
福井	9,574	277	28,941	0.033	951	8,227	1,365	165,883	0.047	7,720	2,176	659	0.028	8,607	3,211	1,348	0.022	9,047
山梨	7,006	270	38,588	0.028	1,090	6,295	1,136	180,493	0.044	7,875	1,167	406	0.020	6,938	2,510	1,053	0.020	8,376
長野	12,214	429	35,162	0.019	669	17,739	2,935	165,466	0.047	7,729	3,012	1,013	0.020	6,566	6,544	2,747	0.020	8,485
岐阜	17,665	1,097	62,097	0.024	1,480	19,889	3,306	166,219	0.047	7,877	2,818	996	0.018	6,439	8,011	3,364	0.022	9,142
静岡	30,182	1,206	39,948	0.030	1,214	29,628	4,801	162,037	0.050	8,081	5,069	1,697	0.021	7,104	10,567	4,437	0.021	8,856
愛知	43,006	3,337	77,594	0.018	1,403	62,266	11,210	180,040	0.045	8,150	10,096	3,730	0.021	7,650	21,214	8,905	0.018	7,698
三重	11,771	416	35,352	0.024	833	15,086	2,569	170,318	0.051	8,750	2,438	826	0.020	6,943	5,219	2,190	0.020	8,589
滋賀	8,291	443	53,462	0.024	1,279	10,055	1,706	169,649	0.051	8,600	2,039	721	0.025	8,970	3,562	1,495	0.020	8,440
京都	22,860	711	31,113	0.026	815	25,228	4,491	178,026	0.050	8,936	4,630	1,722	0.023	8,557	10,023	4,210	0.023	9,477
大阪	40,794	2,214	54,282	0.013	683	84,521	15,855	187,581	0.046	8,649	14,266	5,492	0.021	8,184	34,802	14,613	0.022	9,082
兵庫	21,844	1,108	50,713	0.015	759	37,825	6,934	183,307	0.046	8,353	6,905	2,585	0.021	7,822	15,451	6,488	0.021	8,675
奈良	6,010	285	47,370	0.019	906	8,501	1,519	178,688	0.049	8,836	1,613	587	0.023	8,460	3,262	1,369	0.020	8,377
和歌山	7,200	243	33,706	0.025	828	8,400	1,448	172,335	0.051	8,803	1,122	385	0.017	5,827	2,850	1,197	0.019	7,923
鳥取	3,484	98	28,090	0.017	480	6,622	936	141,332	0.054	7,597	1,672	430	0.031	7,953	2,167	910	0.021	8,737
島根	6,382	250	39,152	0.025	984	7,397	1,129	152,612	0.048	7,394	1,903	506	0.030	7,870	2,659	1,116	0.021	8,750
岡山	11,890	542	45,585	0.017	757	18,942	3,213	169,600	0.045	7,626	4,308	1,428	0.025	8,169	8,157	3,424	0.022	9,378
広島	17,597	696	39,536	0.017	655	29,234	5,039	172,373	0.047	8,161	5,093	1,735	0.021	7,266	11,336	4,758	0.021	8,972
山口	12,144	534	43,972	0.028	1,235	11,312	1,870	165,335	0.044	7,343	2,013	623	0.020	6,046	3,925	1,648	0.018	7,455
徳島	6,655	199	29,877	0.025	745	7,542	1,285	170,356	0.047	8,082	1,534	510	0.023	7,555	2,803	1,176	0.021	8,642
香川	9,344	270	28,877	0.024	702	9,720	1,750	180,037	0.043	7,778	2,032	661	0.023	7,543	4,171	1,752	0.022	9,192
愛媛	14,309	678	47,348	0.027	1,289	14,349	2,198	153,199	0.047	7,274	2,441	783	0.021	6,599	5,419	2,274	0.020	8,590
高知	8,137	355	43,619	0.032	1,394	8,314	1,303	156,717	0.054	8,509	1,552	486	0.023	7,179	2,470	1,037	0.019	7,966
福岡	36,311	2,082	57,347	0.020	1,124	60,064	9,634	160,397	0.057	9,112	11,093	3,550	0.026	8,293	21,868	9,180	0.023	9,687
佐賀	8,676	276	31,796	0.029	930	9,300	1,397	150,195	0.055	8,203	2,181	612	0.029	8,253	3,615	1,517	0.023	9,844
長崎	7,387	320	43,346	0.016	700	14,232	2,127	149,433	0.054	8,022	3,077	918	0.027	7,957	5,375	2,256	0.022	9,423
熊本	11,928	440	36,870	0.019	707	18,330	2,773	151,273	0.050	7,565	4,560	1,406	0.028	8,618	7,763	3,259	0.024	10,034
大分	11,649	322	27,631	0.028	762	11,872	1,833	154,367	0.049	7,517	2,290	703	0.023	7,003	4,595	1,929	0.021	8,887
宮崎	6,672	213	31,857	0.017	536	12,954	1,783	137,648	0.056	7,737	3,028	796	0.030	7,818	4,379	1,838	0.021	8,878
鹿児島	13,379	442	33,001	0.022	725	18,122	2,723	150,273	0.052	7,859	3,637	1,120	0.025	7,742	7,560	3,173	0.024	10,127
沖縄	9,133	262	28,717	0.016	472	16,133	2,230	138,254	0.054	7,466	5,519	1,430	0.043	11,113	8,219	3,449	0.029	12,169
合 計	727,106	34,214	47,056	0.019	907	1,053,303	179,820	170,720	0.047	8,102	195,763	66,488	0.022	7,637	386,370	162,201	0.020	8,573

※出産育児金の件数は、産児数となります。

※出産育児金の件数には、直接支払の件数を含みますが、内払い及び差額払いの件数は含んでいません。

※高額療養費の中には、世帯合算及び高額介護合算を含んでいます。

〔(図表 3-10) 現金給付の各支部における支給状況②〕

支部別	療養費(柔道整復施術)					療養費(あんまマッサージ)					療養費(はり・きゅう)					療養費(その他)				
	総数			加入者 1人当たり		総数			加入者 1人当たり		総数			加入者 1人当たり		総数			加入者 1人当たり	
	件数 (件)	金額 (百万円)	1件当たり 金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (百万円)	1件当たり 金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (百万円)	1件当たり 金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (百万円)	1件当たり 金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)
北海道	455,360	1,899	4,171	0.257	1,073	4,035	38	9,522	0.002	22	35,978	219	6,080	0.020	124	23,946	494	20,628	0.014	279
青森	92,163	413	4,479	0.209	937	199	4	17,927	0.000	8	966	7	7,235	0.002	16	3,846	70	18,142	0.009	158
岩手	123,413	462	3,745	0.296	1,108	294	5	17,884	0.001	13	710	5	6,487	0.002	11	2,978	82	27,440	0.007	196
宮城	293,073	1,139	3,888	0.403	1,567	1,034	23	22,676	0.001	32	2,374	12	5,147	0.003	17	4,842	112	23,089	0.007	154
秋田	90,987	402	4,421	0.272	1,203	800	17	20,792	0.002	50	252	1	4,419	0.001	3	2,765	54	19,675	0.008	163
山形	105,793	392	3,705	0.266	986	345	7	19,732	0.001	17	850	4	4,671	0.002	10	2,926	60	20,607	0.007	152
福島	216,907	901	4,156	0.328	1,364	1,138	23	20,299	0.002	35	2,213	17	7,569	0.003	25	4,332	101	23,402	0.007	153
茨城	181,060	795	4,389	0.273	1,200	778	18	23,045	0.001	27	2,888	18	6,383	0.004	28	5,375	105	19,612	0.008	159
栃木	191,055	871	4,556	0.374	1,702	876	17	19,803	0.002	34	1,453	8	5,741	0.003	16	3,868	91	23,457	0.008	177
群馬	215,389	982	4,560	0.358	1,634	1,076	25	22,878	0.002	41	1,164	9	7,434	0.002	14	4,920	112	22,797	0.008	187
埼玉	519,231	2,495	4,805	0.418	2,009	2,320	34	14,637	0.002	27	5,658	36	6,277	0.005	29	10,397	246	23,622	0.008	198
千葉	314,189	1,465	4,663	0.362	1,689	1,714	34	20,044	0.002	40	5,125	37	7,233	0.006	43	9,296	190	20,433	0.011	219
東京	1,851,774	8,599	4,644	0.428	1,988	11,542	245	21,247	0.003	57	42,483	300	7,052	0.010	69	47,763	1,056	22,106	0.011	244
神奈川	531,393	2,341	4,406	0.364	1,605	7,279	143	19,677	0.005	98	12,398	83	6,729	0.008	57	19,277	408	21,163	0.013	280
新潟	195,550	816	4,175	0.239	998	826	17	21,118	0.001	21	2,139	11	4,960	0.003	13	8,089	146	17,990	0.010	178
富山	154,926	725	4,682	0.377	1,764	325	6	17,868	0.001	14	7,059	43	6,162	0.017	106	3,403	83	24,367	0.008	202
石川	142,454	625	4,384	0.323	1,417	517	9	17,362	0.001	20	4,624	26	5,707	0.010	60	3,079	63	20,494	0.007	143
福井	92,080	372	4,041	0.316	1,277	253	5	18,736	0.001	16	4,020	19	4,665	0.014	64	2,556	49	19,259	0.009	169
山梨	92,055	396	4,300	0.371	1,596	776	17	22,103	0.003	69	1,774	11	6,214	0.007	44	2,183	44	19,933	0.009	175
長野	225,206	973	4,319	0.351	1,515	1,081	17	15,498	0.002	26	4,271	24	5,624	0.007	37	5,281	108	20,364	0.008	167
岐阜	326,407	1,390	4,259	0.440	1,876	1,206	32	26,286	0.002	43	6,644	46	6,918	0.009	62	8,901	178	19,957	0.012	240
静岡	317,978	1,274	4,008	0.320	1,283	2,746	47	17,245	0.003	48	3,974	26	6,456	0.004	26	9,767	206	21,093	0.010	207
愛知	876,519	3,465	3,953	0.369	1,457	4,141	88	21,204	0.002	37	40,669	236	5,803	0.017	99	28,275	602	21,304	0.012	253
三重	151,225	584	3,864	0.303	1,170	625	11	18,300	0.001	23	4,973	29	5,853	0.010	58	5,822	107	18,458	0.012	215
滋賀	122,208	474	3,878	0.353	1,368	590	12	20,850	0.002	35	1,817	17	9,406	0.005	49	3,936	79	20,113	0.011	228
京都	477,029	2,143	4,493	0.547	2,457	2,232	51	22,966	0.003	59	7,442	53	7,167	0.009	61	11,343	227	19,975	0.013	260
大阪	2,225,326	11,932	5,362	0.687	3,681	7,025	156	22,150	0.002	48	127,521	1,088	8,535	0.039	336	33,935	676	19,916	0.010	209
兵庫	676,357	2,995	4,427	0.463	2,051	1,794	33	18,573	0.001	23	18,826	132	7,007	0.013	90	15,795	319	20,221	0.011	219
奈良	158,583	666	4,201	0.505	2,120	295	7	22,520	0.001	21	3,390	24	7,098	0.011	77	4,270	82	19,244	0.014	261
和歌山	176,152	759	4,310	0.601	2,590	316	5	15,025	0.001	16	5,689	43	7,633	0.019	148	2,808	60	21,454	0.010	206
鳥取	29,665	111	3,749	0.146	546	268	4	14,626	0.001	19	607	4	6,623	0.003	20	2,033	40	19,477	0.010	194
島根	41,677	138	3,320	0.164	545	127	3	24,017	0.001	12	668	6	8,510	0.003	22	2,805	55	19,723	0.011	218
岡山	234,814	889	3,786	0.328	1,241	406	8	19,747	0.001	11	3,341	21	6,270	0.005	29	6,424	137	21,266	0.009	191
広島	299,483	1,186	3,959	0.282	1,116	1,079	22	20,075	0.001	20	18,529	101	5,475	0.017	95	8,909	184	20,658	0.008	173
山口	121,973	500	4,096	0.282	1,156	442	10	22,385	0.001	23	2,400	12	4,976	0.006	28	3,980	88	22,060	0.009	203
徳島	148,205	604	4,076	0.555	2,262	395	3	7,537	0.001	11	3,165	13	4,182	0.012	50	2,750	54	19,758	0.010	204
香川	165,132	592	3,586	0.430	1,541	574	12	20,735	0.001	31	2,700	18	6,622	0.007	47	4,560	85	18,698	0.012	222
愛媛	176,938	632	3,573	0.337	1,202	1,021	25	24,366	0.002	47	1,572	8	5,252	0.003	16	5,521	110	19,905	0.011	209
高知	81,674	305	3,729	0.321	1,196	238	6	27,105	0.001	25	480	4	7,835	0.002	15	2,814	58	20,779	0.011	230
福岡	987,039	4,373	4,431	0.533	2,362	1,564	38	24,303	0.001	21	22,212	135	6,074	0.012	73	17,526	375	21,399	0.009	203
佐賀	127,003	544	4,283	0.428	1,833	298	6	21,141	0.001	21	1,940	12	6,106	0.007	40	3,495	63	17,988	0.012	212
長崎	230,675	950	4,118	0.504	2,077	272	3	12,756	0.001	8	5,663	31	5,551	0.012	69	4,917	84	17,133	0.011	184
熊本	198,212	802	4,044	0.319	1,289	376	8	21,546	0.001	13	3,330	15	4,615	0.005	25	18,516	462	24,929	0.030	742
大分	161,031	639	3,970	0.381	1,514	174	3	19,935	0.000	8	817	4	5,479	0.002	11	3,902	77	19,697	0.009	182
宮崎	138,781	553	3,986	0.350	1,395	470	8	16,105	0.001	19	3,299	17	5,079	0.008	42	4,023	95	23,519	0.010	239
鹿児島	252,253	1,013	4,014	0.414	1,663	690	14	20,414	0.001	23	4,770	30	6,245	0.008	49	6,503	134	20,647	0.011	221
沖縄	176,662	628	3,556	0.318	1,131	1,156	19	16,190	0.002	34	2,690	16	5,771	0.005	28	7,442	142	19,139	0.013	256
合 計	15,163,059	67,206	4,432	0.402	1,782	67,728	1,339	19,776	0.002	36	437,527	3,032	6,930	0.012	80	402,094	8,453	21,022	0.011	224

第 4 章 財政の動向と保険料率

1. これまでの財政動向と保険料率

(1) これまでの財政の状況（概要）

協会は 20 年 10 月に設立されましたが、その直後に発生したリーマンショックによる景気の落込みから賃金（標準報酬月額）が下落し、更に翌年には新型インフルエンザの流行により医療費が増大したことで、平均保険料率は 22 年度から 3 年連続(22 年度 8.20%→9.34%、23 年度 9.34%→9.50%、24 年度 9.50%→10.00%) で引き上げざるを得ない状況でした。

協会の財政問題に対しては、財政健全化の特例措置が 22 年度から 24 年度までの間に講じられ、その後、更に 2 年間延長されたことで、25 年度以降の平均保険料率は 10.00% に据え置くことが可能になりましたが、これらの特例措置は期限付きの暫定的な対応に過ぎないものでした。

協会では、財政問題に対しての暫定措置ではない恒久的な措置、中長期的に安定した財政運営の実現に向けて関係方面への働きかけなどを行っていました。その結果、27 年 5 月に成立した医療保険制度改革法（持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律）において、期限の定めなく 16.4% の国庫補助率が維持されることになり、財政運営における当面の安定化が図られました。しかし、一方では、加入者や事業主の皆様が負担する保険料率について、24 年度に負担の限界と考えている平均保険料率 10.00% に到達してからは、29 年度まで据え置いている状況です。

協会としては、27 年度の制度改革についてはかなりの前進であったと考えていますが、協会財政の赤字構造を解消できたわけではなく、また、高齢者医療制度の抜本的な見直しについても実現していないことから、これで十分とは考えていません。今後、医療保険制度を持続可能なものとするために制度全体の改革を更に進めていくべきと考えており、現役世代内における負担の公平性の確保や、世代間の公平として現役世代に過度に依存する高齢者医療の現在の枠組みの見直しなどの視点に立って関係方面への働きかけを進めていきます。

i) 医療費と賃金の動向

協会の財政運営は医療費（保険給付費）の伸びが賃金（標準報酬月額）の伸びを上回る赤字構造のもとで推移しています。図表 4-1 はこの赤字構造を示すグラフであり、それぞれの一人当たりの伸びについて 15 年度を 1 として指数化したものです。

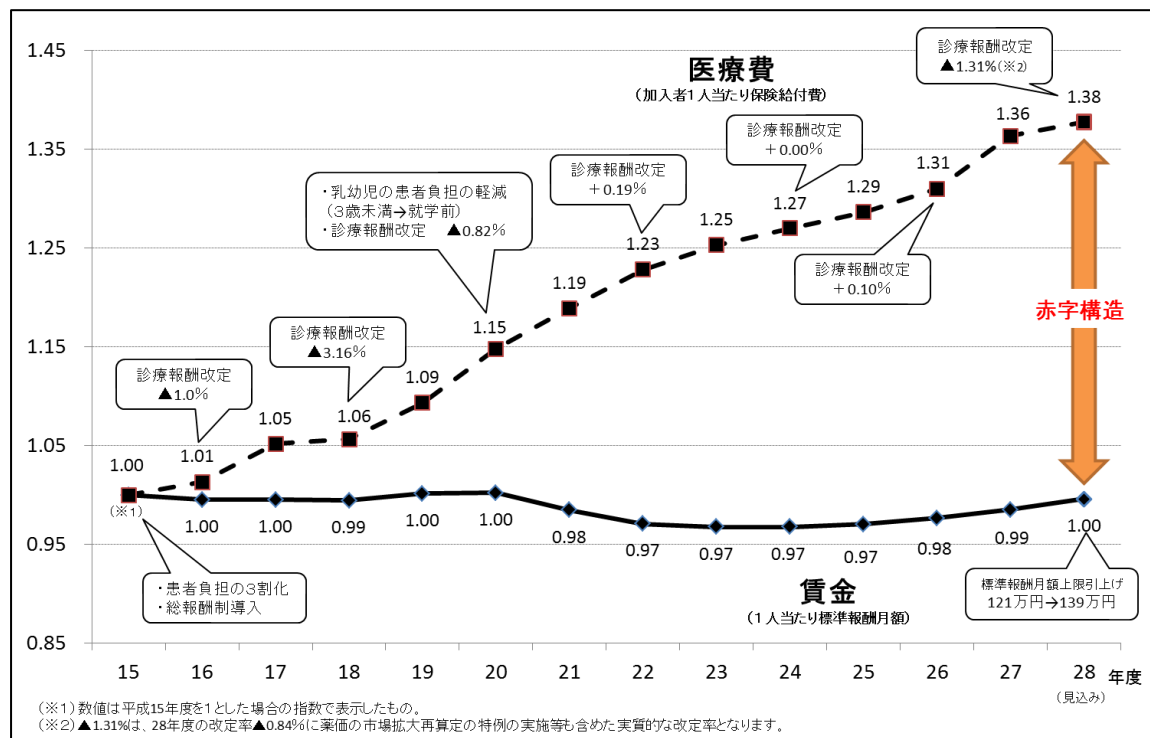
支出の 6 割を占める医療費は、増加傾向にあります。

一方で、保険料収入の基礎となる賃金は、リーマンショックによる景気悪化の影響もあって 21 年度から 23 年度にかけて下降しました。24 年度に底を打ってからは緩やかな回復基調をたどり、現在は、ようやくリーマンショック前の水準までの回復がみえてきたところです。回復までに時間を要しているのは、協会の加入事業所は従業員 10 人未満の小規模企業が全

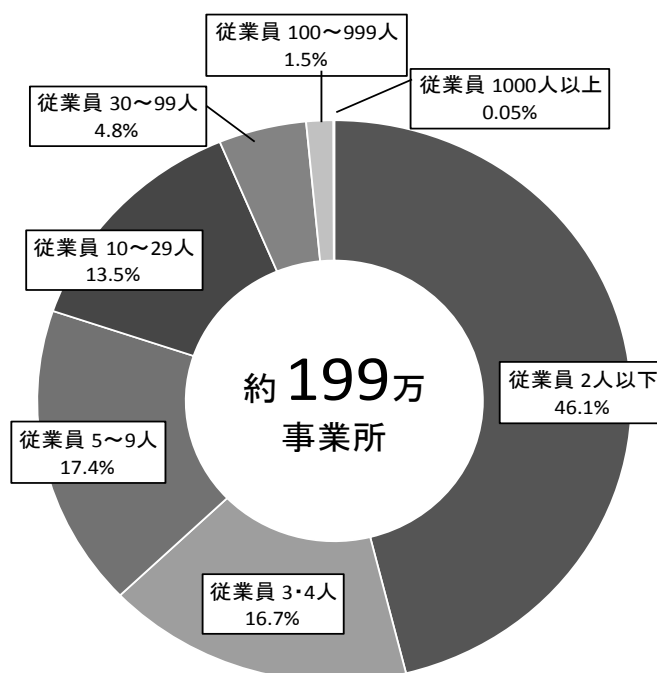
体の8割(80.2%)を占め(図表4-2)、大企業に比べて景気回復による賃金上昇までのタイムラグが長い傾向にあることなどが要因として考えられます。

このように、近年、高齢化や医療技術の進歩により医療費は年々増加する傾向にある一方で加入者の賃金は伸び悩んでおり、依然として協会財政は赤字構造となっています。

〔(図表4-1) 15年度以降の賃金(報酬)と医療費(保険給付費)の伸びの推移 〕



〔(図表4-2) 協会の事業所規模の構成 (28年度末)〕



(2) 政府管掌健康保険（19 年度まで）の財政状況

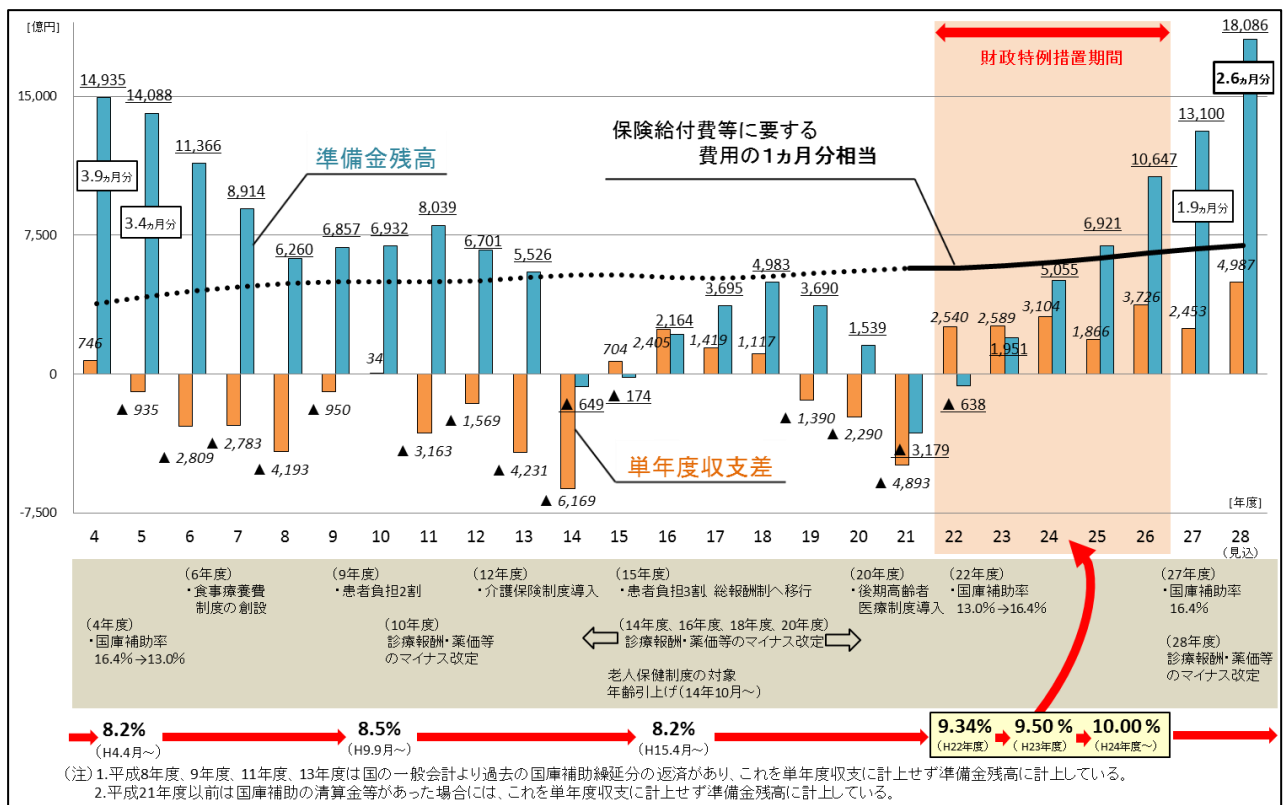
図表 4-3 は 4 年度以降の単年度収支差と準備金残高の推移をグラフで示したものです。グラフの下段にはこれまで行われてきた制度改正の動向と保険料率を表示していますが、国が政府管掌健康保険として運営を行っていた 20 年 9 月以前は、財政収支が悪化した場合、保険料の水準については患者負担割合の引上げや総報酬制の導入（保険料算定の基礎額に賞与を含めた年間総報酬額に移行）などの政策とセットで検討・対応されてきたことがわかります。

9 年度から 10 年度にかけては、保険料率の引上げ（8.2%→8.5%）と患者負担割合を 2 割とする制度改正（9 年度）、診療報酬のマイナス改定（10 年度）の効果もあり、8 年度にマイナス 4,000 億円まで赤字が拡大した単年度収支は 10 年度にはほぼ均衡することになりました。

更に、14 年度から 18 年度にかけては、老人保健制度の対象年齢の引上げ（拠出金の抑制）、患者負担割合を 3 割としたほか、総報酬制の導入（保険料率は 8.2%に引下げられたが、実際の保険料負担は増加）、診療報酬のマイナス改定などの施策による対応の結果、14 年度に 6,000 億円の単年度赤字により枯渇した準備金の残高は、その後の収支改善により 18 年度には 5,000 億円まで積み上がりました。

しかしながら図表 4-1 で見たような赤字構造の中での財政運営のもとではこれらの施策の効果も長くは続かず、19 年度以降は単年度赤字に転じ、準備金を取り崩すことにより保険料率を 8.2%に据え置く運営を行っていました。

〔図表 4-3〕 4 年度以降の単年度収支と準備金残高の推移



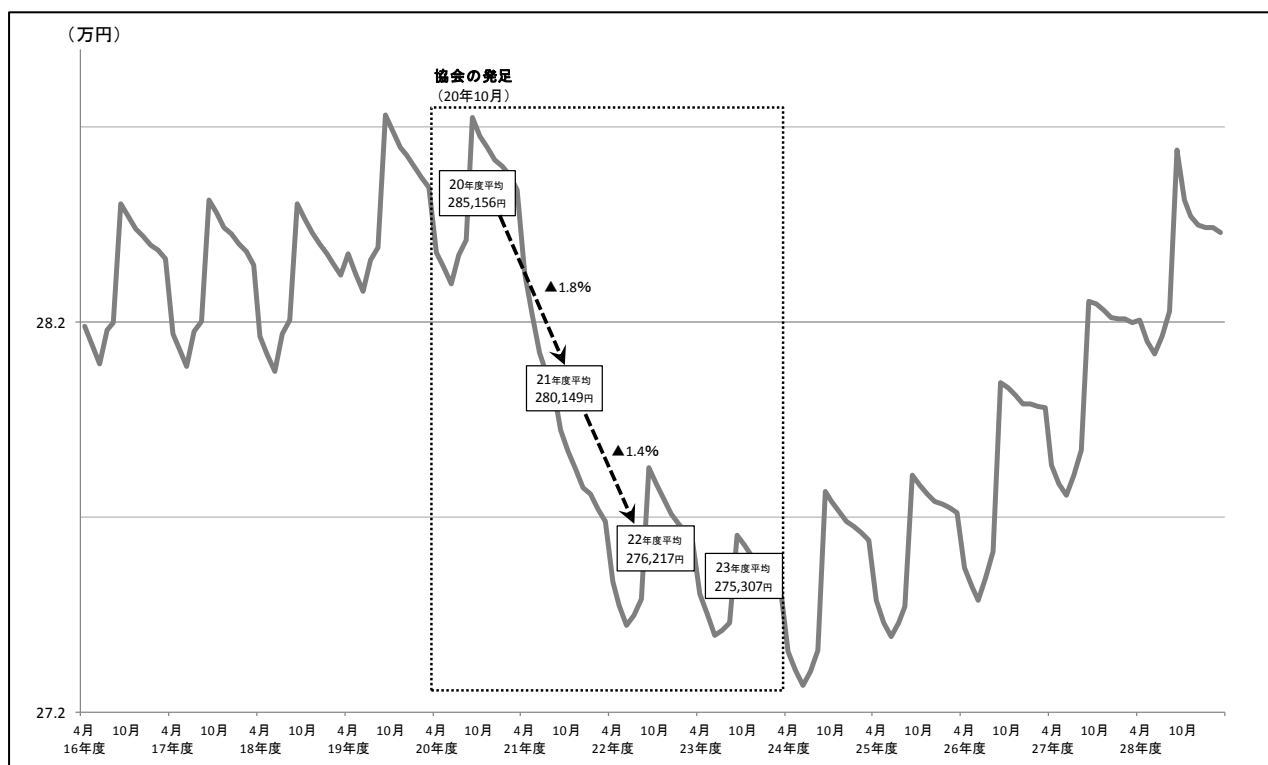
(3) 協会けんぽ（20 年度以降）の財政状況

i) 20 年度から 23 年度にかけての財政状況

前述のとおり、単年度収支が赤字に転じて準備金を取崩しながら運営するという厳しい状況の中で、20 年 10 月に協会は設立されました。

リーマンショックを契機に急速に落ち込んだ景気の影響を受けて、設立直後から賃金（標準報酬月額）の下落が始まり、その傾向は 23 年度まで続きました。特に 21 年度は影響が大きく、賃金の伸びがマイナス 1.8% まで落ち込んだことで保険料収入は大幅に減少しました。一方で、支出面においても、21 年 10 月から 22 年 1 月にかけて新型インフルエンザが流行するなど医療費も増大し、協会の財政状況は一層厳しいものとなりました。

〔(図表 4-4) 賃金（平均標準報酬月額）の推移とリーマンショックの影響〕



(平均保険料率は 22 年度からの 3 年間で 1.8%ポイント引き上げ)

22 年度の保険料率

政府予算案を踏まえた収支の見込み(21 年 12 月時点)では、21 年度末の準備金残高が 4,500 億円の赤字になると見込まれたことを受け、この赤字解消などへ対応するために大幅な保険料率の引き上げが必要な状況にありました。単年度での収支均衡が義務付けられたルールの下、何らかの制度改正等がなければ 1.7%ポイントもの引き上げが起り得る状況でした(図表 4-7)。

i) 29 年度政府予算案決定時における収支見込み

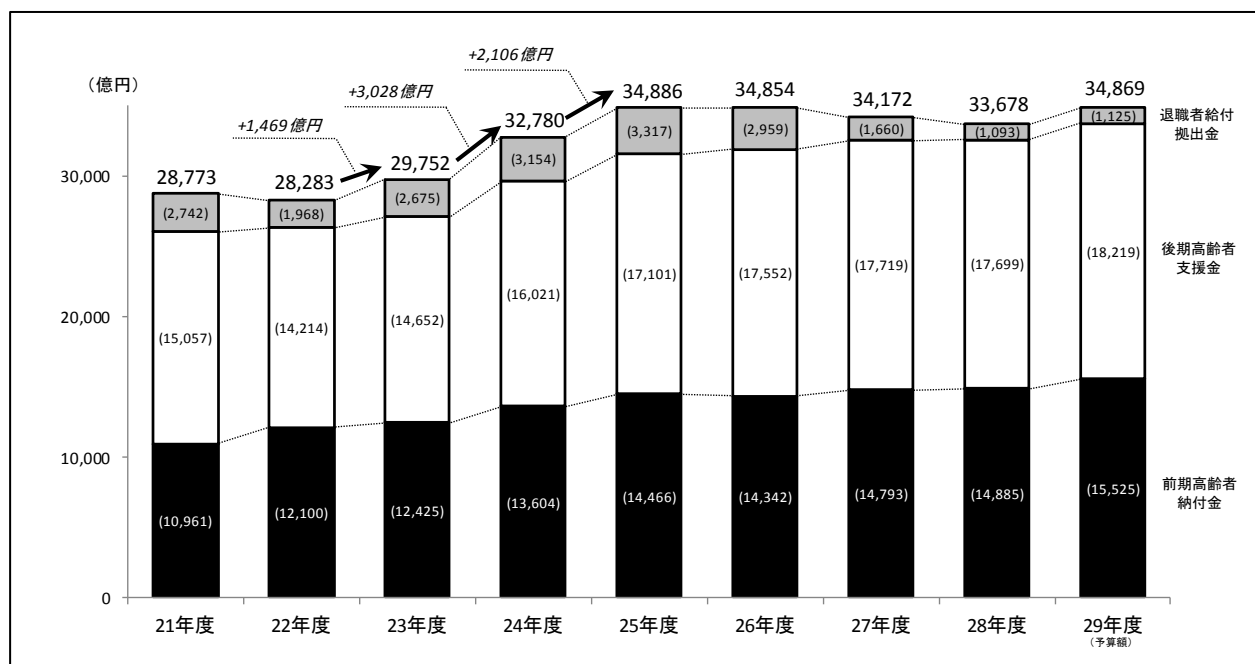
29 年度の収支見込みについては、決定した平均保険料率 10%と政府予算案を踏まえて作成し、12 月 27 日の運営委員会に報告しました。29 年度の収支差は 2,419 億円の黒字となり、準備金残高は 2 兆 113 億円が見込まれることになりました。また、単年度で収支を均衡させる場合の保険料率は 9.72%の見込みとなりました。

〔(図表 4-21) 政府予算案をもとに作成した協会の収支見込み (28 年 12 月) 〕

協会けんぽの収支見込(医療分)					(単位: 億円)
		27年度	28年度	29年度	備考
		決算	直近見込 (28年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (28年12月)	
収入	保険料収入	80,461	84,162	86,784	24-28年度保険料率: 10.00% 29年度保険料率: 10.00%
	国庫補助等	11,815	11,905	11,357	
	その他	142	149	148	
	計	92,418	96,216	98,289	
支出	保険給付費	53,961	55,963	58,386	拠出金対前年度比 + 640 + 520 } + 1,160 + 32
	老人保健拠出金	1	0	0	
	前期高齢者納付金	14,793	14,885	15,525	
	後期高齢者支援金	17,719	17,699	18,219	
	退職者給付拠出金	1,660	1,093	1,125	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	1,832	1,980	2,614	
	計	89,965	91,621	95,870	
単年度収支差		2,453	4,595	2,419	○29年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 29年度均衡保険料率: 9.72%
準備金残高		13,100	17,695	20,113	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

〔(図表 4-22) 高齢者医療などへの拠出金等の推移(21~29 年度) 〕



※ 棒グラフの上の計数については各年度の拠出金等の総額であり、病床転換支援金等も含まれていることから () 内の計数の合計とは必ずしも一致しません (詳細については、48 頁の図表 4-27 を参照してください)。
 ※ なお、29 年度は予算額 (図表 4-21 参照) となります。

以下、29年度の収支見込み（図表 4-21）について具体的に説明します。

まず支出についてですが、支出総額は前年度対比で 4,249 億円増加する見込みとなりました。これは、支出の 6 割を占める保険給付費が増加したことに加え、4 割を占める高齢者医療への拠出金も増加したことが要因です。

なお、拠出金については、近年、退職者医療制度の縮小による拠出金の減少に加え、後期高齢者支援金等については負担方法の見直し（総報酬割の拡大）が行われたこと等により減少していましたが、29年度は、それを上回って高齢者医療費が伸びる見込みであること等から増加する見込みです。

一方、収入総額については前年度からの増加が 2,073 億円となりますが、その要因は保険料収入の増加です。保険料を負担する被保険者数の増加が見込まれるほか、標準報酬月額の上昇の影響を織り込んでいます。

このほか、国庫補助については、548 億円減少する見込みです。これは、保険給付費が増加することによる補助金の増加要因がある一方で、後期高齢者支援金のうち補助の対象となる加入者割部分の減少のほか、国庫補助の特例減額措置が講じられるなどの減少要因もあることに起因しています。

ii) 29年度の都道府県単位保険料率の決定

平均保険料率を 10%に維持することの決定や激変緩和率を 10 分の 5.8 とするよう厚生労働省に要望したことを受けて、各支部においては必要な手続きを進めました。

都道府県単位保険料率の変更にあたっては、支部長は評議会の意見を聴いた上で理事長に対して意見の申出を行うことが健康保険法に定められており、1 月 12 日から 23 日にかけて開催された評議会の意見を踏まえ、47 支部の支部長からの意見書が提出されました。

その後、29年度の都道府県単位保険料率については、1 月 31 日の運営委員会に付議されました。また、併せて各支部長から提出された意見についても報告されました。

支部長から提出された意見の概要については図表 4-23 のとおりです。28年度の保険料率を変更することについての意見は、「妥当、容認」とする意見が 18 支部、「やむを得ない」とする意見が 17 支部、「反対」とする意見が 12 支部となりました。保険料率変更について「反対」とする意見のほか、明確に反対との記載はないものの「やむを得ない」とする意見も 17 支部の支部長から提出されており、それぞれの支部長が評議会の意見を聴いた上での苦悩の結果がこのような数字に現われているのではないかと考えられます。

[(図表 4-23) 支部長から理事長への意見申出の概要 (29 年度保険料率について)]

● 当該支部の保険料率について『妥当』、『容認』とする趣旨の記載がある支部	18支部
・引き上げとなる支部	(24支部中 3支部)
・引き下げとなる支部	(20支部中 14支部)
・変更がない支部	(3支部中 1支部)
● 当該支部の保険料率について『やむを得ない』とする趣旨の記載がある支部	17支部
・引き上げとなる支部	(24支部中 11支部)
・引き下げとなる支部	(20支部中 4支部)
・変更がない支部	(3支部中 2支部)
● 当該支部の保険料率について『反対』とする趣旨の記載がある支部	7支部
・引き上げとなる支部	(24支部中 7支部)
・引き下げとなる支部	(20支部中 0支部)
・変更がない支部	(3支部中 0支部)
● 当該支部の保険料率について記載はないが、平均保険料率10%を維持することや、激変緩和率を5.8/10とすることについて『反対』とする趣旨の記載がある支部	5支部
・引き上げとなる支部	(24支部中 3支部)
・引き下げとなる支部	(20支部中 2支部)
・変更がない支部	(3支部中 0支部)

図表 4-24 は、29 年度の都道府県単位保険料率のほか、28 年度からの変化などを示したものです。

28 年度の都道府県単位保険料率は、平均保険料率を 10%に維持する一方で激変緩和率については 10 分の 1.4 の解消となることから、最高保険料率と最低保険料率に係る支部間の開きは 0.78%と前年度 (0.54%) から 0.24%ポイントの拡大となりました。最高保険料率は佐賀県の 10.47% (前年度比+0.14%ポイント)、最低保険料率は新潟県の 9.69% (前年度比▲0.10%ポイント) となったほか、最も引下げ幅が大きかったのは長野県で前年度比 0.12%ポイントの引下げとなりました。また、28 年度からの変化をみると、保険料率が引上げとなる支部が 24 支部、引下げとなる支部が 20 支部、変更のない支部は 3 支部となりました。

事務局から示された 29 年度の都道府県単位保険料率 (案) については運営委員会において了承され、翌日 (29 年 2 月 1 日) 付けで都道府県単位保険料率の変更及びこれに伴う定款変更について厚生労働大臣に申請し、29 年 2 月 7 日付けで認可されました。

〔(図表 4-24) 29 年度の都道府県単位保険料率について 〕

都 道 府 県	H29保険料率	H28からの増減
北海道	10.22 %	(+0.07 %)
青森県	9.96 %	(▲0.01 %)
岩手県	9.82 %	(▲0.11 %)
宮城県	9.97 %	(+0.01 %)
秋田県	10.16 %	(+0.05 %)
山形県	9.99 %	(▲0.01 %)
福島県	9.85 %	(▲0.05 %)
茨城県	9.89 %	(▲0.03 %)
栃木県	9.94 %	(0.00 %)
群馬県	9.93 %	(▲0.01 %)
埼玉県	9.87 %	(▲0.04 %)
千葉県	9.89 %	(▲0.04 %)
東京都	9.91 %	(▲0.05 %)
神奈川県	9.93 %	(▲0.04 %)
新潟県	9.69 %	(▲0.10 %)
富山県	9.80 %	(▲0.03 %)
石川県	10.02 %	(+0.03 %)
福井県	9.99 %	(+0.06 %)
山梨県	10.04 %	(+0.04 %)
長野県	9.76 %	(▲0.12 %)
岐阜県	9.95 %	(+0.02 %)
静岡県	9.81 %	(▲0.08 %)
愛知県	9.92 %	(▲0.05 %)
三重県	9.92 %	(▲0.01 %)
滋賀県	9.92 %	(▲0.07 %)
京都府	9.99 %	(▲0.01 %)
大阪府	10.13 %	(+0.06 %)
兵庫県	10.06 %	(▲0.01 %)
奈良県	10.00 %	(+0.03 %)
和歌山県	10.06 %	(+0.06 %)
鳥取県	9.99 %	(+0.03 %)
島根県	10.10 %	(+0.01 %)
岡山県	10.15 %	(+0.05 %)
広島県	10.04 %	(0.00 %)
山口県	10.11 %	(▲0.02 %)
徳島県	10.18 %	(0.00 %)
香川県	10.24 %	(+0.09 %)
愛媛県	10.11 %	(+0.08 %)
高知県	10.18 %	(+0.08 %)
福岡県	10.19 %	(+0.09 %)
佐賀県	10.47 %	(+0.14 %)
長崎県	10.22 %	(+0.10 %)
熊本県	10.14 %	(+0.04 %)
大分県	10.17 %	(+0.13 %)
宮崎県	9.97 %	(+0.02 %)
鹿児島県	10.13 %	(+0.07 %)
沖縄県	9.95 %	(+0.08 %)

※ () 内は 28 年度との差

平成29年度都道府県単位保険料率における
保険料率別の支部数

保険料率 (%)	支部数
10.47	1
10.24	1
10.22	2
10.19	1
10.18	2
10.17	1
10.16	1
10.15	1
10.14	1
10.13	2
10.11	2
10.10	1
10.06	2
10.04	2
10.02	1
10.00	1
9.99	4
9.97	2
9.96	1
9.95	2
9.94	1
9.93	2
9.92	3
9.91	1
9.89	2
9.87	1
9.85	1
9.82	1
9.81	1
9.80	1
9.76	1
9.69	1

21

25

平成29年度都道府県単位保険料率の
平成28年度からの変化

平成28年度保険料率 からの変化分		支部数
料率(%)	金額(円)	
+0.14	+196	1
+0.13	+182	1
+0.10	+140	1
+0.09	+126	2
+0.08	+112	3
+0.07	+ 98	2
+0.06	+ 84	3
+0.05	+ 70	2
+0.04	+ 56	2
+0.03	+ 42	3
+0.02	+ 28	2
+0.01	+ 14	2
0.00	0	3
▲0.01	▲ 14	6
▲0.02	▲ 28	1
▲0.03	▲ 42	2
▲0.04	▲ 56	3
▲0.05	▲ 70	3
▲0.07	▲ 98	1
▲0.08	▲112	1
▲0.10	▲140	1
▲0.11	▲154	1
▲0.12	▲168	1

24

20

注1. 「+」は平成29年度保険料率が平成28年度保険料率よりも上がったことを示しており、「▲」は下がったことを示している。
2. 金額は、標準報酬月額28万円の者に係る保険料負担(月額; 労使折半後)の増減である。

(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

ジェネリック医薬品の使用促進は、加入者の皆様の保険料負担を少しでも軽減するため保険者自らが実施できる対策であるとともに、加入者の皆様の窓口負担の軽減にも繋がり、ひいては日本の医療保険財政にもプラスの効果をもたらすため、協会としては積極的に取り組むこととしています。

i) ジェネリック医薬品の使用促進について

①協会加入者の使用割合と国の目標等との関係

協会におけるジェネリック医薬品の使用割合（数量ベース）は図表 5-9 のとおり医療保険全体の平均を上回った水準を維持しています。

ジェネリック医薬品の使用に関する国の目標として、27 年 6 月には「経済財政運営と改革の基本方針」（いわゆる骨太方針 2015）の中で、「29 年央に 70%以上にするとともに、30 年度から 32 年度末までのなるべく早い時期に 80%以上にする」という高い目標が示されました¹⁰。この目標達成に向けて、協会全体として取組を強化してきました。協会の 29 年 3 月のジェネリック医薬品使用割合（調剤レセプトベース）は 70.4%と高い水準にあります。

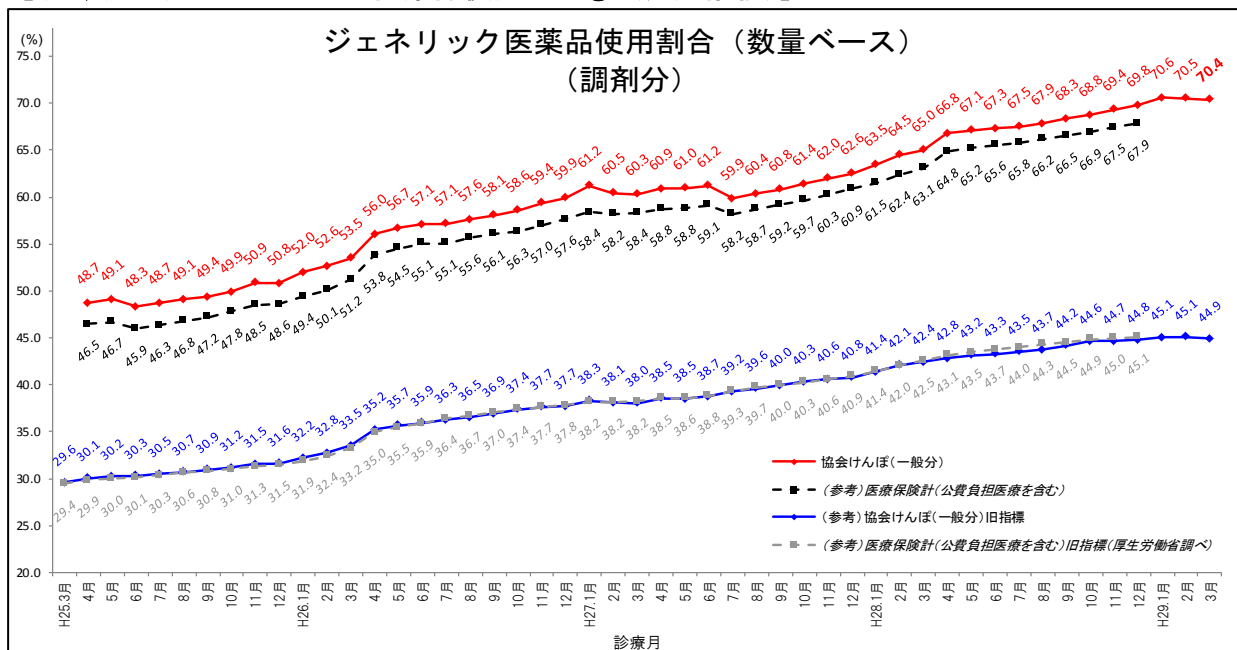
②28 年度の協会目標値と実績について

ジェネリック医薬品の使用促進に向けて様々な取組（詳細については後述）を行った結果、協会の 28 年度のジェネリック医薬品使用割合は 68.8%（年度平均）と、28 年度の協会の目標値である 65.1%（年度平均）を達成しています。

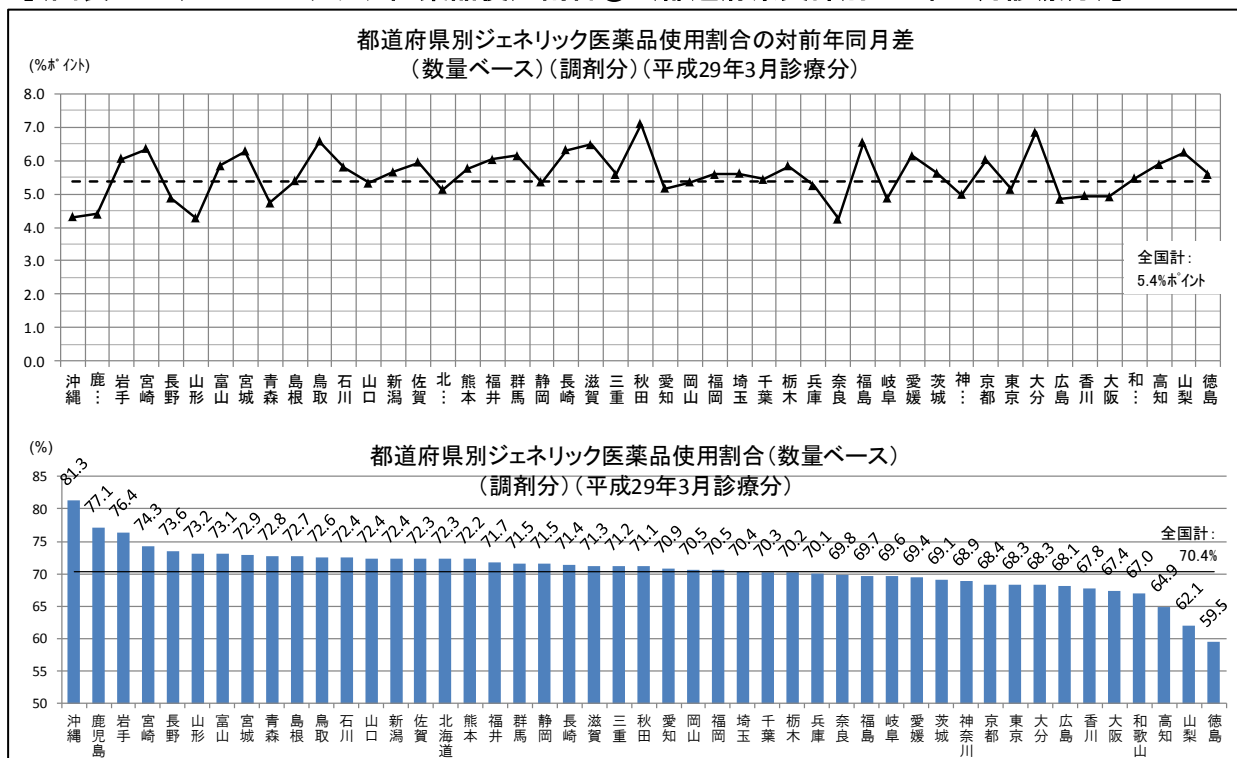
一方で、支部別のジェネリック医薬品使用割合を見ると、着実に全支部で使用割合の上昇が見られるものの、なお、最大で約 22%もの格差が生じています。今後、ジェネリック医薬品使用割合 80%以上という国の目標、29 年度の協会の事業計画における目標である 72.1%の達成のためには、既存の取組を継続するとともに、地域間格差の是正のための新たな取組の実施が必要不可欠と考えています。

¹⁰ 29 年 6 月 9 日に閣議設定された「経済財政運営と改革の基本方針 2017」において、ジェネリック医薬品の使用割合 80%以上の達成時期は 32 年 9 月までとし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討するとされました。

〔(図表 5-9) ジェネリック医薬品使用割合① (月別推移)〕



〔(図表 5-10) ジェネリック医薬品使用割合② (都道府県支部別 29 年 3 月診療分)〕



ii) 協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた取組

協会では、従来よりジェネリック医薬品の使用を促進するための重点的な取組として、「ジェネリック医薬品軽減額通知」を対象者へ送付しているほか、「ジェネリック医薬品希望シール」を作成し、加入者の皆様や事業所へ配布しています。

このほか、医療機関等に対しては、ポスターや「ジェネリック医薬品Q & A」を作成し、配布するなど使用促進に努めました。各支部においても、使用促進のための環境整備に対する取組として、都道府県に設置されている協議会等への参画による意見発信や、セミナーを開催するなどの取組を行っています。

①ジェネリック医薬品軽減額通知について

現在服用している先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の軽減可能額をお知らせする取組は21年度から実施しています。また、実施にあたっては、過去の実施結果の分析を行い、より効果的な取組となるよう、毎年度、お知らせをお送りする対象者の基準等、実施方法の見直しを行っています。取組を開始した21年度以降の実施概要は図表5-11のとおりです。これまでに通知を送付した加入者のうち、概ね4人に1の方がジェネリック医薬品への切り替えを行っており、切り替えに伴う財政効果は21年度から27年度までの累計で約603億円（推計）と、実施コスト約32.3億円を大きく上回る効果を得ています。

28年度においては、送付対象者の年齢を従来の35歳以上から20歳以上までに大幅な引き下げを行い、軽減額通知サービスの更なる拡大を図りました。その結果、通知件数は過去最大の609万件（28年8月に約307万件、29年2月に約302万件を送付）と、27年度の約375万件（27年9月に約181万件、28年2月に約194万件を送付）を大きく上回りました。

28年8月に送付した約307万件の通知については、25.3%に相当する約78万人の方にジェネリック医薬品に切り替えていただき、これに伴う財政効果は約136億円（推計）となりました。送付対象の年齢を大幅に引き下げたことによる切替率の大きな低下もなく、費用を大きく上回る財政効果を得ました。なお、29年2月に発送した約302万件の実施結果は29年8月頃に公表する予定です。

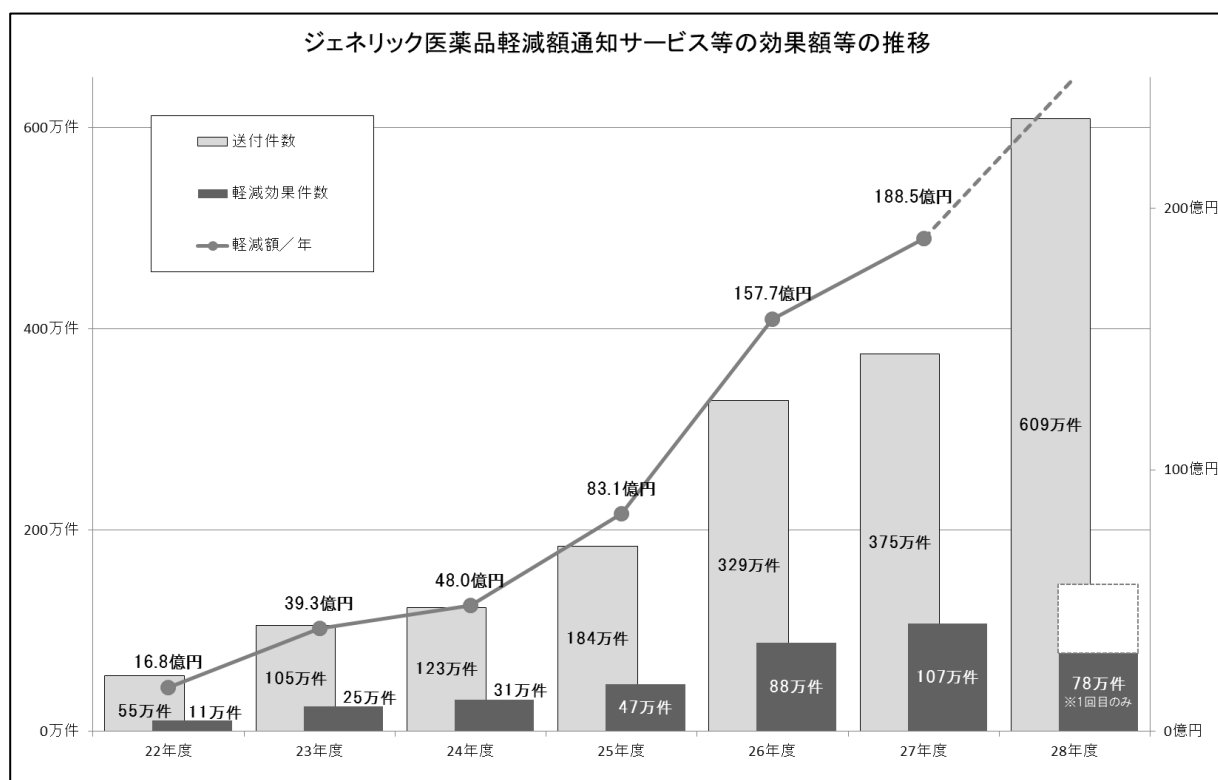
〔(図表 5-11) ジェネリック医薬品軽減額通知サービスの軽減効果額等〕

年度	通知対象条件	コスト	通知件数	軽減効果 件数 (切替率)	軽減額／月	軽減額／年(※1)	
21年度	➢ 40歳以上の加入者 ➢ 軽減効果額200円以上	約7.5億円	約145万件	約38万件 (26.2%)	約5.8億円	約69.6億円	
22年度	➢ 35歳以上の加入者 ➢ 軽減効果額300円以上 ➢ 21年度通知者は対象外	約4.7億円	約55万件	約11万件 (21.5%)	約1.4億円	約16.8億円	
23年度	➢ 35歳以上の加入者 ➢ 軽減効果額300円以上 ➢ 22年度通知者は対象外	約5.0億円	【1回目】 約84万件	約20万件 (23.3%)	約2.5億円	約30.0億円	合計 約39.3億円
			【2回目】 約21万件	約5万件 (25.4%)	約0.8億円	約9.3億円	
24年度	➢ 35歳以上の加入者 ➢ 軽減効果額は医科400円以上、 調剤200円(2回目は400円)以上 ➢ 23年度通知者は対象外	約4.8億円	【1回目】 約96万件	約24万件 (25.1%)	約3.1億円	約37.2億円	合計 約48.0億円
			【2回目】 約27万件	約7万件 (24.9%)	約0.9億円	約10.8億円	
25年度	➢ 35歳以上の加入者 ➢ 軽減効果額は医科400円以上、 調剤250円(2回目は400円)以上	約2.4億円	【1回目】 約134万件	約32万件 (24.0%)	約4.4億円	約52.8億円	合計 約83.1億円
			【2回目】 約50万件	約15万件 (29.0%)	約2.5億円	約30.3億円	
26年度	➢ 35歳以上の加入者 ➢ 軽減効果額は医科600円以上、 調剤150円以上	約3.9億円	【1回目】 約166万件	約46万件 (28.0%)	約7.0億円	約84.3億円	合計 約157.7億円
			【2回目】 約163万件	約42万件 (25.7%)	約6.1億円	約73.4億円	
27年度	➢ 35歳以上の加入者 ➢ 軽減効果額は医科600円以上、 調剤100円以上	約4.0億円	【1回目】 約181万件	約51万件 (28.1%)	約7.3億円	約87.2億円	合計 188.5億円
			【2回目】 約194万件	約56万件 (29.0%)	約8.4億円	約101.3億円	
28年度	➢ 20歳以上の加入者 ➢ 軽減効果額は医科600円以上、 調剤100円(2回目は50円)以上 ➢ 対象診療月を従来の1ヶ月分から2ヶ月 分に拡大	約6.1億円 (※2)	【1回目】 約307万件	約78万件 (25.3%)	約11.3億円	約136億円	
			【2回目】 約302万件	2回目通知の結果は 29 年 8 月頃公表予定			
合計		約38.4億 円	約1,625万件 (※3)	約426万件 (26.2%)	約61.6億円	約740億円	

※1 軽減額(月)×12ヵ月(単純推計)

※2 現時点の概算額であり、変動があり得る。

※3 通知件数の合計に28年度2回目通知は含めていない。



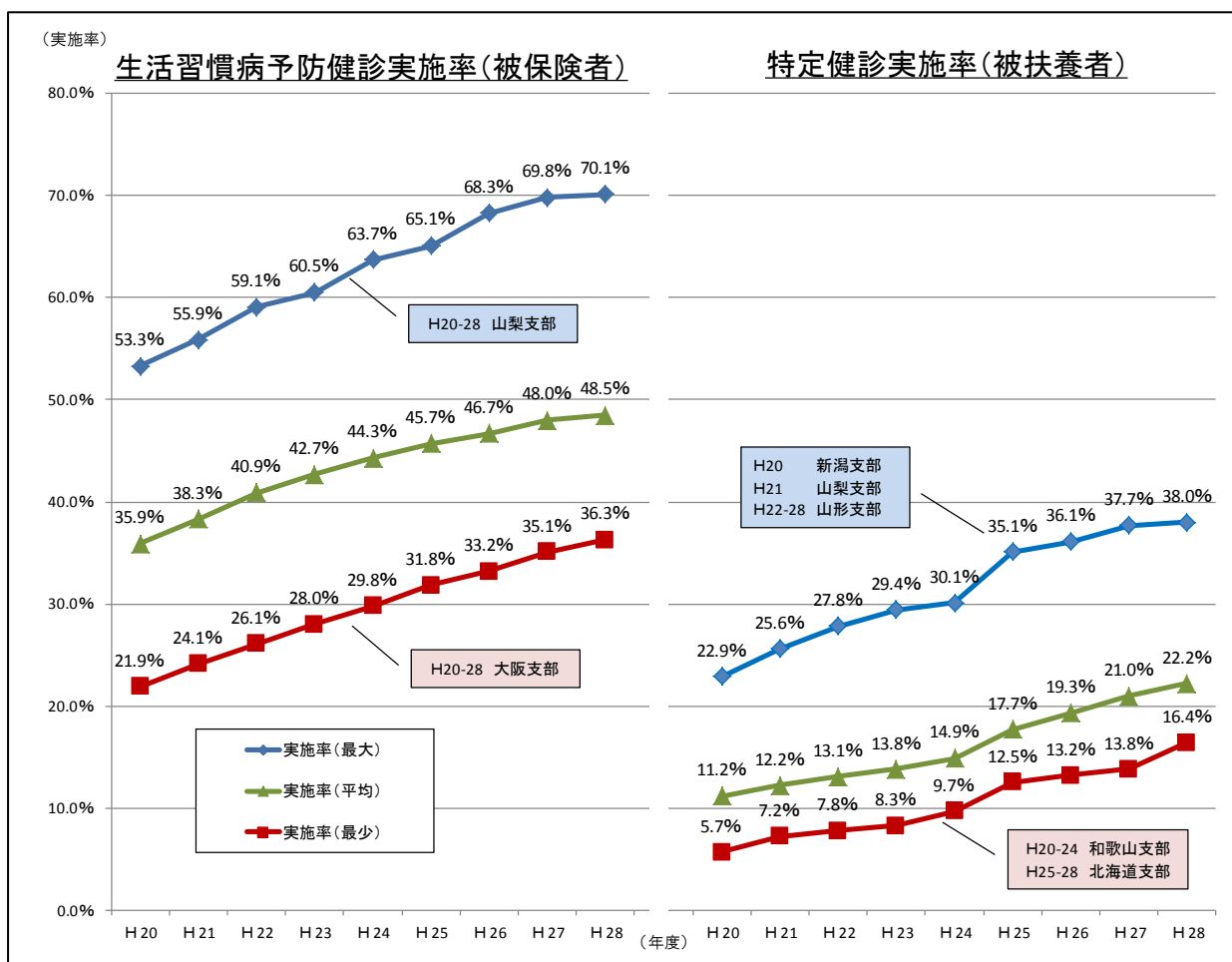
iii) 健診実施率の推移について

図表 5-27 は、20 年度以降の生活習慣病予防健診実施率（被保険者）と特定健診実施率（被扶養者）の全国平均と支部ごとの実施率の最大値と最小値の推移を示したものです。

28 年度の生活習慣病予防健診実施率は全国平均で 48.5%、最大は山梨支部の 70.1%、最少は大阪支部の 36.3%です。また、特定健診実施率は全国平均で 22.2%、最大は山形支部の 38.0%、最少は北海道支部の 16.4%となります（各支部の実施率については図表 5-28 参照）。

健診実施率については、最大と最少の支部で格差はあるものの、協会発足以降の保健事業に関する各種取組の推進により、いずれも右肩上がりに推移しています。

〔図表 5-27〕 健診実施率の推移



〔(図表 5-28) 各支部における健診等の実施状況〕

	被保険者				被扶養者		合計		集団健診 における オプション 健診の活用
	生活習慣病予防健診 (一般健診:40～74歳)		事業者健診 データ取得		特定健診				
	人数	実施率	人数	実施率	人数	実施率	人数	実施率	
北海道	303,746	44.7%	37,035	5.4%	38,717	16.4%	379,498	41.5%	●
青森	93,541	54.3%	13,285	7.7%	11,716	22.7%	118,542	53.0%	●
岩手	75,482	45.7%	25,757	15.6%	10,322	23.1%	111,561	53.2%	●
宮城	163,675	60.5%	30,327	11.2%	26,265	31.4%	220,267	62.2%	●
秋田	62,578	47.1%	9,317	7.0%	9,490	22.1%	81,385	46.3%	●
山形	105,267	68.4%	17,565	11.4%	15,999	38.0%	138,831	70.8%	●
福島	139,052	55.5%	15,824	6.3%	18,145	26.0%	173,021	54.0%	●
茨城	127,274	51.2%	23,995	9.7%	21,653	29.9%	172,922	53.9%	●
栃木	107,833	56.7%	9,500	5.0%	13,307	23.4%	130,640	52.9%	●
群馬	120,118	53.8%	6,200	2.8%	15,830	22.4%	142,148	48.3%	●
埼玉	185,604	38.5%	27,792	5.8%	26,675	18.5%	240,071	38.3%	●
千葉	169,685	49.6%	10,364	3.0%	19,820	19.8%	199,869	45.2%	●
東京	636,036	38.4%	43,820	2.6%	100,260	21.2%	780,116	36.7%	●
神奈川	273,683	47.3%	9,412	1.6%	30,856	18.7%	313,951	42.2%	●
新潟	198,184	63.8%	14,614	4.7%	27,909	30.8%	240,707	60.0%	●
富山	100,817	61.6%	16,246	9.9%	10,241	24.8%	127,304	62.2%	●
石川	87,372	51.6%	18,140	10.7%	11,185	25.4%	116,697	54.7%	●
福井	67,012	59.6%	7,432	6.6%	6,255	22.0%	80,699	57.2%	●
山梨	66,006	70.1%	2,553	2.7%	10,314	36.8%	78,873	64.6%	●
長野	122,617	49.7%	33,836	13.7%	18,640	28.1%	175,093	55.9%	●
岐阜	140,593	52.0%	25,321	9.4%	18,005	20.6%	183,919	51.5%	●
静岡	217,550	56.8%	20,092	5.2%	23,131	21.9%	260,773	53.3%	●
愛知	350,186	41.8%	48,048	5.7%	58,947	21.8%	457,181	41.2%	
三重	107,687	58.7%	12,883	7.0%	11,095	19.9%	131,665	55.1%	●
滋賀	73,199	59.9%	10,314	8.4%	10,368	26.6%	93,881	58.3%	●
京都	173,832	55.9%	6,319	2.0%	21,197	20.7%	201,348	48.7%	●
大阪	407,800	36.3%	53,339	4.7%	80,580	20.4%	541,719	35.6%	●
兵庫	263,656	50.3%	15,435	2.9%	37,760	21.6%	316,851	45.3%	●
奈良	47,015	43.4%	14,952	13.8%	11,663	28.4%	73,630	49.2%	●
和歌山	46,400	43.4%	5,269	4.9%	6,518	18.0%	58,187	40.6%	●
鳥取	39,640	51.0%	9,087	11.7%	4,046	20.1%	52,773	53.9%	●
島根	58,356	59.8%	8,634	8.8%	7,073	27.4%	74,063	60.0%	
岡山	130,338	50.5%	18,934	7.3%	16,408	22.0%	165,680	49.8%	●
広島	186,078	47.4%	34,570	8.8%	23,175	19.8%	243,823	47.9%	●
山口	80,953	48.5%	14,335	8.6%	11,149	22.4%	106,437	49.1%	●
徳島	44,626	45.4%	10,968	11.2%	7,966	27.4%	63,560	49.9%	●
香川	64,568	45.5%	8,391	5.9%	11,453	27.5%	84,412	46.0%	●
愛媛	106,642	56.6%	2,302	1.2%	12,338	20.7%	121,282	48.9%	●
高知	60,921	60.8%	3,101	3.1%	5,737	22.2%	69,759	55.4%	●
福岡	333,455	51.5%	42,768	6.6%	43,807	20.6%	420,030	48.9%	●
佐賀	56,273	53.2%	6,207	5.9%	7,867	23.8%	70,347	50.7%	●
長崎	81,920	48.1%	14,414	8.5%	10,769	20.7%	107,103	48.2%	●
熊本	125,142	55.1%	8,747	3.9%	13,027	20.6%	146,916	50.6%	●
大分	94,715	60.5%	12,088	7.7%	14,154	28.7%	120,957	58.8%	●
宮崎	79,642	54.6%	10,833	7.4%	7,533	18.9%	98,008	52.8%	●
鹿児島	105,688	49.0%	27,170	12.6%	12,458	19.4%	145,316	51.9%	●
沖縄	104,520	59.2%	10,503	6.0%	14,673	26.0%	129,696	55.7%	●
その他			44,705				44,705		
合計	6,786,977	48.5%	872,743	6.2%	946,496	22.2%	8,606,216	47.1%	45支部

注)その他は、日本郵政グループから取得した健診結果データの取込数である。

29年6月集計

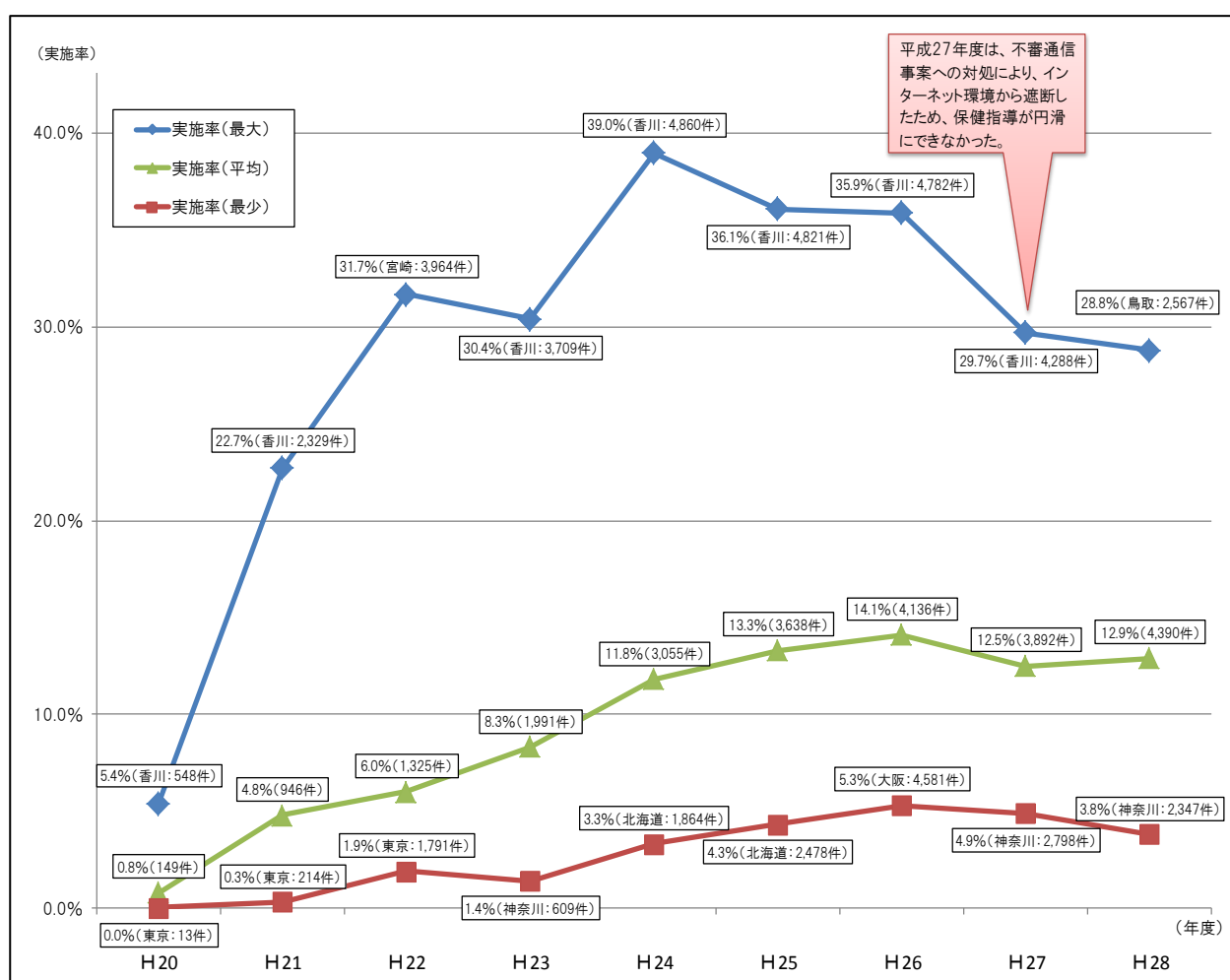
iii) 特定保健指導実施率の推移について

図表 5-34 は、20 年度以降の特定保健指導実施率（加入者）の全国平均と支部ごとの実施率の最大値と最小値の推移を示したものです。

28 年度の特定保健指導実施率は全国平均で 12.9%、最大は鳥取支部の 28.8%、最少は神奈川県支部の 3.8%です。（各支部の実施率については図表 5-35 参照）。

28 年度の全国平均の実施率は、27 年度からは上昇しているものの、26 年度を下回っています。これは健診実施率の上昇に伴い特定保健指導対象者数が増加していることによるものであり、特定保健指導実施数は過去最高となっており、着実に推進しています。

〔図表 5-34〕 特定保健指導実施率の推移（加入者）



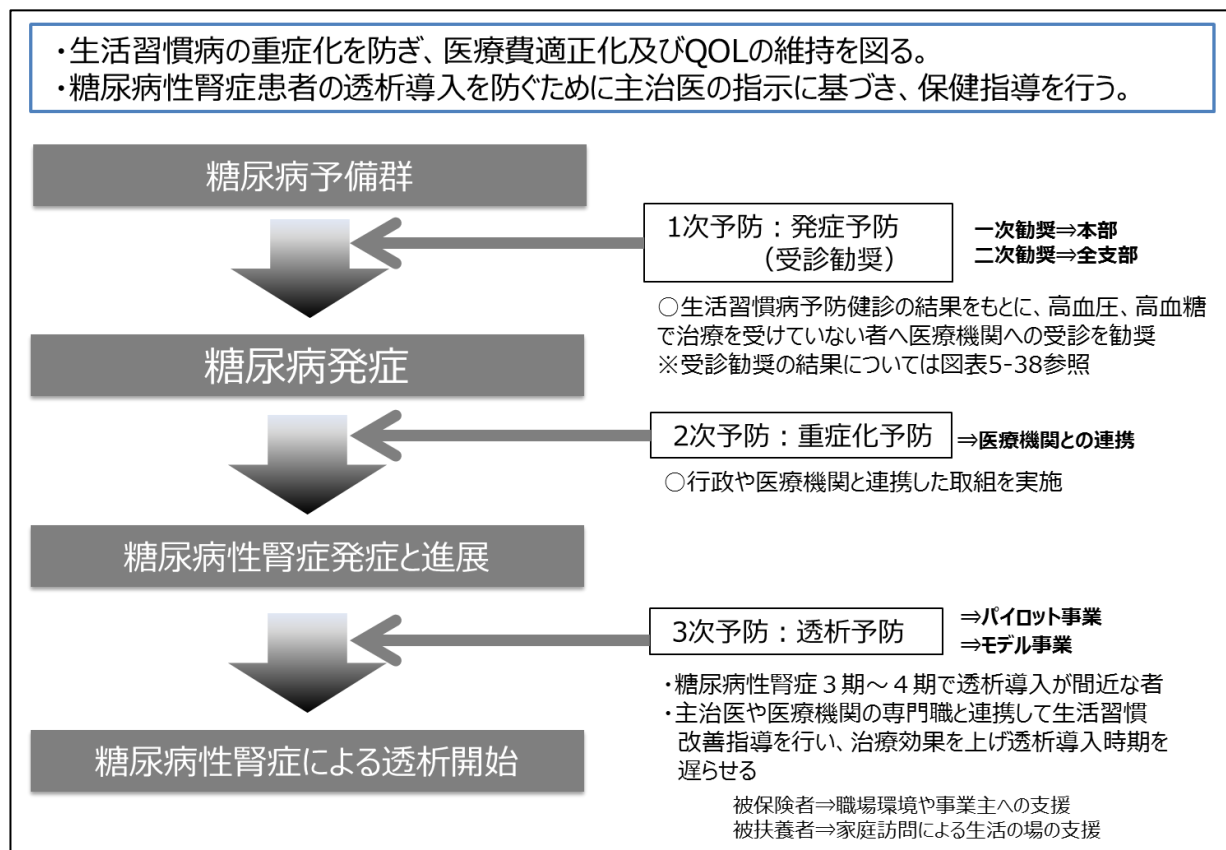
〔(図表 5-35) 各支部における特定保健指導の実績〕

	被保険者						被扶養者				合計				外部委託機関	
	初回面接			6ヶ月後評価			初回面接		6ヶ月後評価		初回面接		6ヶ月後評価		契約 機関数	健診当日 実施可能
	実施人数	外部委託 (再掲)	実施率	実施人数	外部委託 (再掲)	実施率	実施人数	実施率	実施人数	実施率	実施人数	実施率	実施人数	実施率		
北 海 道	6,341	(1,029)	9.0%	3,618	(699)	5.1%	156	5.2%	87	2.9%	6,497	8.8%	3,705	5.0%	14	8
青 森	6,150	(1,636)	31.0%	3,450	(1,257)	17.4%	24	2.4%	22	2.2%	6,174	29.6%	3,472	16.6%	5	3
岩 手	4,208	(704)	19.8%	2,403	(475)	11.3%	28	2.3%	13	1.1%	4,236	18.8%	2,416	10.7%	4	2
宮 城	9,379	(2,904)	23.8%	5,189	(1,843)	13.2%	176	6.5%	182	6.7%	9,555	22.7%	5,371	12.8%	27	13
秋 田	5,408	(404)	37.5%	3,971	(302)	27.6%	52	5.6%	48	5.2%	5,460	35.6%	4,019	26.2%	3	3
山 形	7,128	(1,166)	32.0%	4,569	(928)	20.5%	59	4.1%	44	3.0%	7,187	30.3%	4,613	19.5%	19	8
福 島	10,007	(721)	32.7%	7,368	(417)	24.1%	75	3.9%	41	2.2%	10,082	31.0%	7,409	22.8%	21	17
茨 城	6,730	(1,462)	21.0%	4,898	(313)	15.3%	45	1.9%	21	0.9%	6,775	19.7%	4,919	14.3%	8	7
栃 木	6,917	(1,625)	29.1%	3,315	(779)	13.9%	70	5.9%	60	5.1%	6,987	28.0%	3,375	13.5%	16	9
群 馬	2,876	(266)	11.1%	2,406	(173)	9.3%	32	2.4%	18	1.3%	2,908	10.7%	2,424	8.9%	13	8
埼 玉	5,016	(673)	10.9%	3,086	(265)	6.7%	93	4.7%	49	2.5%	5,109	10.7%	3,135	6.6%	23	5
千 葉	6,806	(3,110)	17.0%	5,187	(2,137)	13.0%	84	4.7%	68	3.8%	6,890	16.5%	5,255	12.6%	18	12
東 京	20,045	(9,861)	14.1%	13,618	(7,346)	9.6%	168	2.4%	124	1.8%	20,213	13.5%	13,742	9.2%	61	27
神 奈 川	5,504	(1,304)	9.1%	2,281	(698)	3.8%	166	9.1%	66	3.6%	5,670	9.1%	2,347	3.8%	30	12
新 潟	7,172	(2,599)	20.1%	5,284	(2,255)	14.8%	110	4.4%	75	3.0%	7,282	19.1%	5,359	14.0%	20	18
富 山	5,645	(1,355)	24.1%	3,651	(1,080)	15.6%	66	7.0%	57	6.0%	5,711	23.5%	3,708	15.2%	16	11
石 川	4,861	(1,889)	24.6%	3,728	(1,367)	18.9%	33	3.6%	40	4.4%	4,894	23.7%	3,768	18.2%	26	22
福 井	2,788	(385)	19.1%	2,419	(303)	16.5%	21	4.2%	21	4.2%	2,809	18.6%	2,440	16.1%	12	3
山 梨	3,325	(306)	25.0%	2,268	(210)	17.1%	113	15.3%	68	9.2%	3,438	24.5%	2,336	16.6%	5	4
長 野	9,694	(2,298)	37.2%	6,113	(1,763)	23.4%	195	14.3%	47	3.5%	9,889	36.0%	6,160	22.4%	24	18
岐 阜	9,132	(2,808)	30.9%	6,076	(1,804)	20.6%	80	5.8%	50	3.6%	9,212	29.8%	6,126	19.8%	27	17
静 岡	5,264	(2,066)	12.2%	4,188	(1,566)	9.7%	63	4.1%	43	2.8%	5,327	11.9%	4,231	9.4%	36	14
愛 知	11,016	(5,644)	13.4%	6,827	(3,273)	8.3%	124	2.7%	116	2.6%	11,140	12.9%	6,943	8.0%	89	40
三 重	4,380	(632)	19.2%	3,026	(280)	13.2%	36	4.1%	8	0.9%	4,416	18.6%	3,034	12.8%	13	8
滋 賀	3,961	(360)	26.0%	2,735	(230)	18.0%	58	6.4%	103	11.4%	4,019	24.9%	2,838	17.6%	16	4
京 都	4,368	(1,272)	12.8%	1,775	(683)	5.2%	62	4.2%	43	2.9%	4,430	12.4%	1,818	5.1%	26	11
大 阪	14,701	(6,174)	15.2%	7,917	(3,001)	8.2%	341	5.4%	293	4.7%	15,042	14.6%	8,210	8.0%	37	20
兵 庫	8,807	(1,809)	15.1%	3,847	(863)	6.6%	80	3.1%	63	2.5%	8,887	14.6%	3,910	6.4%	15	6
奈 良	2,608	(31)	22.7%	1,590	(08)	13.8%	78	7.0%	42	3.8%	2,686	21.3%	1,632	12.9%	1	1
和 歌 山	2,456	(17)	22.8%	2,013	(07)	18.7%	35	7.4%	24	5.0%	2,491	22.2%	2,037	18.1%	7	3
鳥 取	3,162	(124)	37.0%	2,563	(97)	30.0%	9	2.5%	4	1.1%	3,171	35.6%	2,567	28.8%	4	0
島 根	5,459	(488)	43.8%	3,122	(311)	25.1%	29	4.5%	25	3.9%	5,488	41.9%	3,147	24.0%	9	2
岡 山	7,770	(614)	26.3%	5,880	(557)	19.9%	215	14.1%	196	12.9%	7,985	25.7%	6,076	19.6%	21	15
広 島	11,788	(1,418)	26.7%	9,580	(977)	21.7%	39	2.0%	36	1.9%	11,827	25.7%	9,616	20.9%	24	17
山 口	4,233	(439)	22.4%	2,841	(269)	15.1%	74	8.3%	30	3.4%	4,307	21.8%	2,871	14.5%	17	14
徳 島	4,007	(299)	36.5%	2,154	(190)	19.6%	61	7.3%	52	6.3%	4,068	34.5%	2,206	18.7%	5	4
香 川	5,886	(1,349)	39.1%	4,249	(1,060)	28.2%	78	6.4%	57	4.7%	5,964	36.6%	4,306	26.4%	12	12
愛 媛	4,924	(1,092)	21.8%	4,346	(560)	19.3%	42	3.5%	48	4.0%	4,966	20.9%	4,394	18.5%	14	2
高 知	2,436	(242)	18.6%	1,384	(177)	10.5%	29	4.0%	7	1.0%	2,465	17.8%	1,391	10.0%	11	10
福 岡	14,520	(5,084)	18.7%	7,104	(2,357)	9.1%	219	5.8%	157	4.1%	14,739	18.1%	7,261	8.9%	45	33
佐 賀	3,756	(730)	30.1%	2,630	(626)	21.1%	40	6.1%	38	5.8%	3,796	28.9%	2,668	20.3%	7	3
長 崎	5,892	(775)	32.0%	3,486	(422)	18.9%	33	3.7%	31	3.5%	5,925	30.7%	3,517	18.2%	8	7
熊 本	9,971	(4,619)	36.8%	6,848	(2,888)	25.2%	37	3.2%	37	3.2%	10,008	35.4%	6,885	24.4%	33	21
大 分	6,504	(2,830)	33.0%	3,864	(1,913)	19.6%	66	4.8%	49	3.6%	6,570	31.2%	3,913	18.6%	19	14
宮 崎	7,100	(551)	42.4%	4,087	(485)	24.4%	13	2.0%	6	0.9%	7,113	40.9%	4,093	23.5%	10	3
鹿 児 島	5,395	(1,084)	21.3%	4,387	(894)	17.3%	29	2.4%	11	0.9%	5,424	20.4%	4,398	16.6%	18	10
沖 縄	8,246	(4,804)	32.4%	6,140	(2,407)	24.1%	278	15.8%	138	7.8%	8,524	31.3%	6,278	23.0%	21	16
合 計	313,742	(83,052)	20.6%	203,481	(52,515)	13.3%	4,014	5.1%	2,858	3.6%	317,756	19.8%	206,339	12.9%	910	517

(5) 重症化予防対策の推進

高血圧症や糖尿病等の生活習慣病の重症化及び合併症の発症を予防することが目的の重症化予防対策は、協会の保健事業における重要な取組の一つとなります。

〔図表 5-36〕 協会における重症化予防対策の概要



i) 未治療者への受診勧奨

生活習慣病予防健診の結果、治療が必要と判断されながら医療機関で受診していない方に対して受診勧奨を行い、確実に医療につなげることにより生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図る取組です。

25年10月から実施しており、28年4月健診受診分からは受診勧奨対象年齢をこれまでの40歳から35歳に引き下げて実施しています。

28年度は、一次勧奨として289,905人の方に受診を勧奨する文書を送付しました。このうち、より重症域にある方々には二次勧奨として、電話や文書等による受診勧奨を行いました。詳細については以下の通りです。

〔一次勧奨〕

協会では、本部で一次勧奨²⁸を実施しています。健診受診月の6ヶ月後に医療機関への受診を勧奨する文書を送付しており、28年度は27年10月から28年9月までに生活習慣病予防健診を受けた約716万人の方のうち、一次勧奨に該当する289,905人（健診受診者の約4.0%）を対象に実施しました。

なお、27年度に福岡支部で実施したパイロット事業「ソーシャルマーケティングを活用した被扶養者の特定健診未受診者への再勧奨事業」の結果から、対象者の特性に合わせて勧奨を行うことによって受診率が上がることが確認できたため、28年10月勧奨分より、一次勧奨文書については対象者の特性（新規・連続該当別、重症度別）ごとに記載内容を変えて送付しています。

なお、27年度に健診を受けて一次勧奨文書をお送りした方について、レセプトにより医療機関への受診状況を確認したところ、文書送付後の3ヶ月間で7.4%の方が新たに受診されていました。このうち、文書送付直後の受診率は3.4%と高く、一定の効果が認められます。

〔二次勧奨〕

一次勧奨を行った方のうち医療機関への受診が確認されない方で、より重症域に該当する方には、支部から電話や文書により二次勧奨²⁹を行っています。

なお、27年度に健診を受けて、二次勧奨の文書をお送りした方について、レセプトにより医療機関への受診状況を確認したところ、二次勧奨対象者の文書送付後3ヶ月間で9.4%の方が新たに受診されており、二次勧奨の効果も認められています。

〔図表 5-37〕 未治療者への受診勧奨 発送状況（一次勧奨、二次勧奨）

実施年度	通知時期	対象	送付件数合計			抽出割合 (発送件数/受診者数)
				一次のみ (再掲)	二次該当 (再掲)	
25年度 一次:44支部 二次:18支部	初回通知 (25年10月末) ～ 6回通知 (26年3月末)	(H25.4健診分) ～(H25.9健診分)	122,330	110,299	12,031	約4.5%
26年度 一次:46支部 二次:25支部(上期) 二次:29支部(下期)	初回通知 (26年5月初) ～ 12回通知 (27年3月末)	(H25.10健診分) ～(H26.9健診分)	243,888	206,046	37,842	約4.7%
27年度 一次:46支部 二次:41支部(上期) 二次:42支部(下期)	初回通知 (27年5月初) ～ 9回通知 (28年3月末)	(H26.10健診分) ～(H27.9健診分)	238,602	184,324	54,278	約4.2%
28年度 一次:47支部 二次:47支部	初回通知 (28年5月初) ～ 12回通知 (29年3月末)	(H27.10健診分) ～(H28.9健診分)	289,905	214,009	75,896	約4.0%

²⁸ 一次勧奨は、生活習慣病予防健診を受けた40歳以上75歳未満の者（28年4月健診受診者分より35歳以上のうち、①収縮期血圧160mmHg以上、②拡張期血圧100mmHg以上、③空腹時血糖126mg/dl以上、④HbA1c6.5%以上の何れかに該当し、健診前月及び健診後3ヶ月以内に医療機関未受診かつ健診時の問診で服薬なしと回答した方）を対象にしています。

²⁹ 二次勧奨は、一次勧奨対象の方のうち、①収縮期血圧180mmHg以上、②拡張期血圧110mmHg以上、③空腹時血糖160mg/dl以上、④HbA1c8.4%以上の何れかに該当する方を対象にしています。

〔(図表 5-38) 一次勧奨通知送付後 3 ヶ月間の医療機関受診状況 (27 年度健診受診者)〕

	一次勧奨対象者			一次勧奨対象者のうち、 二次勧奨該当者(再掲)				一次勧奨対象者			一次勧奨対象者のうち、 二次勧奨該当者(再掲)		
	医療機関へ の受診勧奨 通知を送付 した人数	勧奨通知発 送後、3ヶ月 間に医療機 関を受診し た人数	受診率	医療機関へ の受診勧奨 通知を送付 した人数	勧奨通知発 送後、3ヶ月 以内に医療 機関を受診 した人数	受診率		医療機関へ の受診勧奨 通知を送付 した人数	勧奨通知発 送後、3ヶ月 間に医療機 関を受診し た人数	受診率	医療機関へ の受診勧奨 通知を送付 した人数	勧奨通知発 送後、3ヶ月 以内に医療 機関を受診 した人数	受診率
北海道	11,966	889	7.4%	3,107	249	8.0%	滋賀	2,684	226	8.4%	707	69	9.8%
青森	4,278	289	6.8%	1,175	87	7.4%	京都	5,604	423	7.5%	1,400	145	10.4%
岩手	2,890	250	8.7%	824	101	12.3%	大阪	14,432	1,144	7.9%	3,927	404	10.3%
宮城	6,678	467	7.0%	1,674	157	9.4%	兵庫	10,342	851	8.2%	2,698	267	9.9%
秋田	2,793	222	7.9%	738	88	11.9%	奈良	1,661	127	7.6%	409	38	9.3%
山形	3,513	290	8.3%	953	97	10.2%	和歌山	2,094	160	7.6%	597	51	8.5%
福島	5,164	379	7.3%	1,461	140	9.6%	鳥取	1,708	129	7.6%	448	48	10.7%
茨城	5,304	419	7.9%	1,372	132	9.6%	島根	1,849	138	7.5%	449	44	9.8%
栃木	4,350	310	7.1%	1,224	100	8.2%	岡山	4,660	361	7.7%	1,045	92	8.8%
群馬	5,576	439	7.9%	1,416	151	10.7%	広島	6,876	548	8.0%	1,683	182	10.8%
埼玉	7,740	606	7.8%	2,268	242	10.7%	山口	3,511	244	6.9%	842	87	10.3%
千葉	6,822	551	8.1%	1,887	182	9.6%	徳島	1,356	92	6.8%	331	29	8.8%
東京	22,197	1,515	6.8%	6,225	491	7.9%	香川	2,393	171	7.1%	541	53	9.8%
神奈川	10,350	811	7.8%	2,781	288	10.4%	愛媛	4,774	359	7.5%	1,085	93	8.6%
新潟	7,214	480	6.7%	1,714	137	8.0%	高知	2,380	185	7.8%	516	53	10.3%
富山	3,393	237	7.0%	792	81	10.2%	福岡	15,100	994	6.6%	3,862	335	8.7%
石川	3,298	253	7.7%	731	73	10.0%	佐賀	1,872	137	7.3%	467	31	6.6%
福井	2,609	185	7.1%	648	74	11.4%	長崎	3,091	235	7.6%	756	61	8.1%
山梨	2,886	208	7.2%	706	67	9.5%	熊本	4,601	321	7.0%	1,182	102	8.6%
長野	4,438	303	6.8%	952	97	10.2%	大分	3,327	277	8.3%	944	99	10.5%
岐阜	5,235	383	7.3%	1,271	125	9.8%	宮崎	2,984	206	6.9%	814	84	10.3%
静岡	7,831	570	7.3%	2,166	180	8.3%	鹿児島	5,029	387	7.7%	1,228	116	9.4%
愛知	13,775	927	6.7%	3,767	299	7.9%	沖縄	3,219	252	7.8%	759	92	12.1%
三重	3,713	303	8.2%	877	91	10.4%	合計	259,560	19,253	7.4%	67,419	6,304	9.4%

※27年度健診受診者(勧奨通知発送:27年10月～28年9月)の医療機関への受診状況を集計したものの。

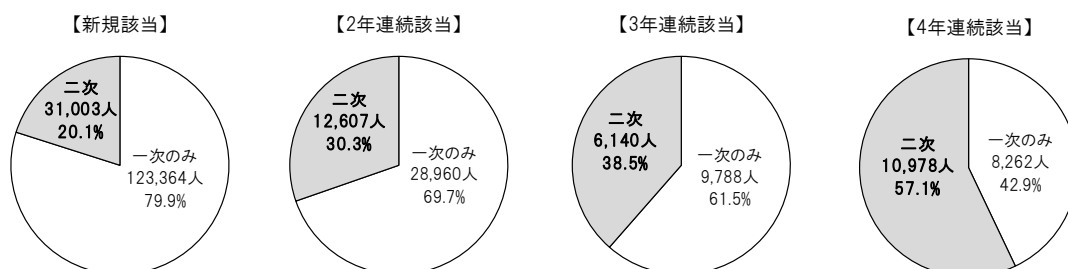
なお、28 年 4 月から同年 11 月に生活習慣病予防健診を受診した方について分析したところ、複数年連続で受診勧奨対象となった方が 76,735 人 (33.2%) 含まれていました。このうち、二次勧奨の対象となる方 (より重症域にある方) の新規・連続該当割合を見てみると、新規該当者のうち 31,003 人 (20.1%)、2 年連続該当者のうち 12,607 人 (30.3%)、3 年連続該当者のうち 6,140 人 (38.5%)、4 年連続該当のうち 10,978 人 (57.1%) となっており、該当年数が増えるほどより重症域にある方の割合が高くなっております。

これらの方々は、医療機関で受診しない、または治療を中断しているなどの理由により、生活習慣病の重症化が進行しやすいのではないかと推察されます。これらの方々を医療機関への受診に繋げるために、勧奨文書を対象者の特性に分けて送付しているところですが、引き続き、より効果的なアプローチの方法について検討していく必要があると考えています。

〔(図表 5-39) 28 年度後半に受診勧奨通知対象となった健診受診者の分析〕

(1)新規・連続該当別	新規該当		2年連続該当		3年連続該当		4年連続該当		合計	
27年度健診	162,323人 (64.3%)		45,470人 (18.0%)		44,548人 (17.7%)		-		252,341人	
28年度健診(4～11月)	154,367人 (66.8%)		41,567人 (18.0%)		15,928人 (6.9%)		19,240人 (8.3%)		231,102人	
(2)重症度別	一次のみ	二次	一次のみ	二次	一次のみ	二次	一次のみ	二次	合計 (一次のみ)	合計 (二次)
27年度健診	131,742人 (81.2%)	30,581人 (18.8%)	32,128人 (70.7%)	13,342人 (29.3%)	22,862人 (51.3%)	21,686人 (48.7%)	-		186,732人 (74.0%)	65,609人 (26.0%)
28年度健診(4～11月)	123,364人 (79.9%)	31,003人 (20.1%)	28,960人 (69.7%)	12,607人 (30.3%)	9,788人 (61.5%)	6,140人 (38.5%)	8,262人 (42.9%)	10,978人 (57.1%)	170,374人 (73.7%)	60,728人 (26.3%)

○28年度健診(4～11月)の該当割合



ii) 糖尿病性腎症患者の重症化予防

糖尿病性腎症患者の重症化予防については、糖尿病性腎症の患者であって、生活習慣の改善により重症化予防が期待される方に対して、保険者が医療機関と連携して保健指導を実施し、腎機能低下を抑制するとともに、高額な医療費が必要になる人工透析への移行を防止する取組です。

この糖尿病性腎症の重症化予防には、国から国庫補助金が交付されており、政府が推進している取組の一つになっています。28年度は、20支部において糖尿病性腎症患者の重症化予防の取組を実施しました(図表 5-40 参照)。29年度には全支部で実施する予定としています。

なお、28年度は糖尿病性腎症の急速進行者(人工透析ハイリスク者)に対して7支部(秋田、千葉、石川、兵庫、愛媛、大分、沖縄)で医療機関と連携した重症化予防(透析予防)の取組を実施しました。今後、取組事例を基に医療機関との連携のあり方、具体的な支援の検討(被保険者/被扶養者の別、医療機関・事業所・家庭におけるそれぞれの介入手段や支援内容等)、関係機関との役割を整理することで、協会における糖尿病重症化予防事業のあり方を検討していきます。

5. 効果的なレセプト点検の推進

医療機関が協会（保険者）に医療費を請求するためのレセプト（診療報酬明細書）は、その審査の委託先である社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」）による審査（以下「一次審査」）の後、協会において支払基金では審査されていない事項等について内容・資格・外傷点検を行うことで医療費の適正化を進めています。

（1）内容点検

i) 実績

協会ではシステムの活用による効率的かつ効果的な点検を強化すること等によって、査定効果額の引上げに努めていますが、一方で協会の点検は支払基金の一次審査後に行うという仕組上、その査定効果は支払基金の審査の充実度合に影響されるという性質があります。

支払基金の審査については、近年の電子レセプトの普及を背景にその充実が進んでおり、従来は保険者でしか行っていなかった突合点検や縦覧点検³²が24年3月から新たに開始されました。その結果、支払基金の一次審査の後に点検を行う協会では、点検効果が現れにくい傾向が強くなっています³³。

28年度も依然として、このような状況下ではありましたが、これまで点検効果向上のための各種取組を実施してきたことにより、加入者1人当たりの診療内容等の査定効果額（医療費ベース）は143円と、28年度の目標値である123円を上回ることができました。前年度と比較すると18円（14.4%）増加しています。

この結果について、図表5-58のとおり28年度の点検種類別効果額は、単月点検、突合点検、縦覧点検のいずれについても、協会の再審査による査定効果額は伸びています。なお、単月点検の査定効果額は約22億円と、前年度と比較して約4億円（24.5%）増加となり、3年連続で増加、突合点検の査定効果額は約14億円となり、前年度より約1億円（8.6%）増加、縦覧点検の査定効果額は約17億円となり、前年度より約2億円（15.1%）増加しました。

また、支払基金の一次審査における協会けんぽ内の診療内容等査定効果額の28年度実績は約150億円であり、前年度と比較して約7億円（4.9%）増加しています。更に、同じ審査月において支払基金の一次審査と協会のレセプト点検による再審査を合わせた診療内容等査定効果額の合計は約203億円であり、前年度と比較して約14億円（7.8%）増加しています（図表5-59）。

³² 単月点検：診療行為（検査・処置・手術等）にかかる費用や指導料等の算定が算定ルール上適切か等、レセプト1件ごとの請求内容の点検

突合点検：傷病名と医薬品の適応が適切か等、調剤レセプトと処方箋を出した医科・歯科レセプトとの整合性の点検

縦覧点検：診療内容が算定ルール上過剰なものがないか等、同一患者の複数月にわたるレセプトについての請求内容の点検

³³ ただし、紙レセプトや月遅れ請求のレセプトなど、支払基金の一次審査における突合点検、縦覧点検の対象とならないレセプトもあり、支払基金で100%点検できている状況ではありません。

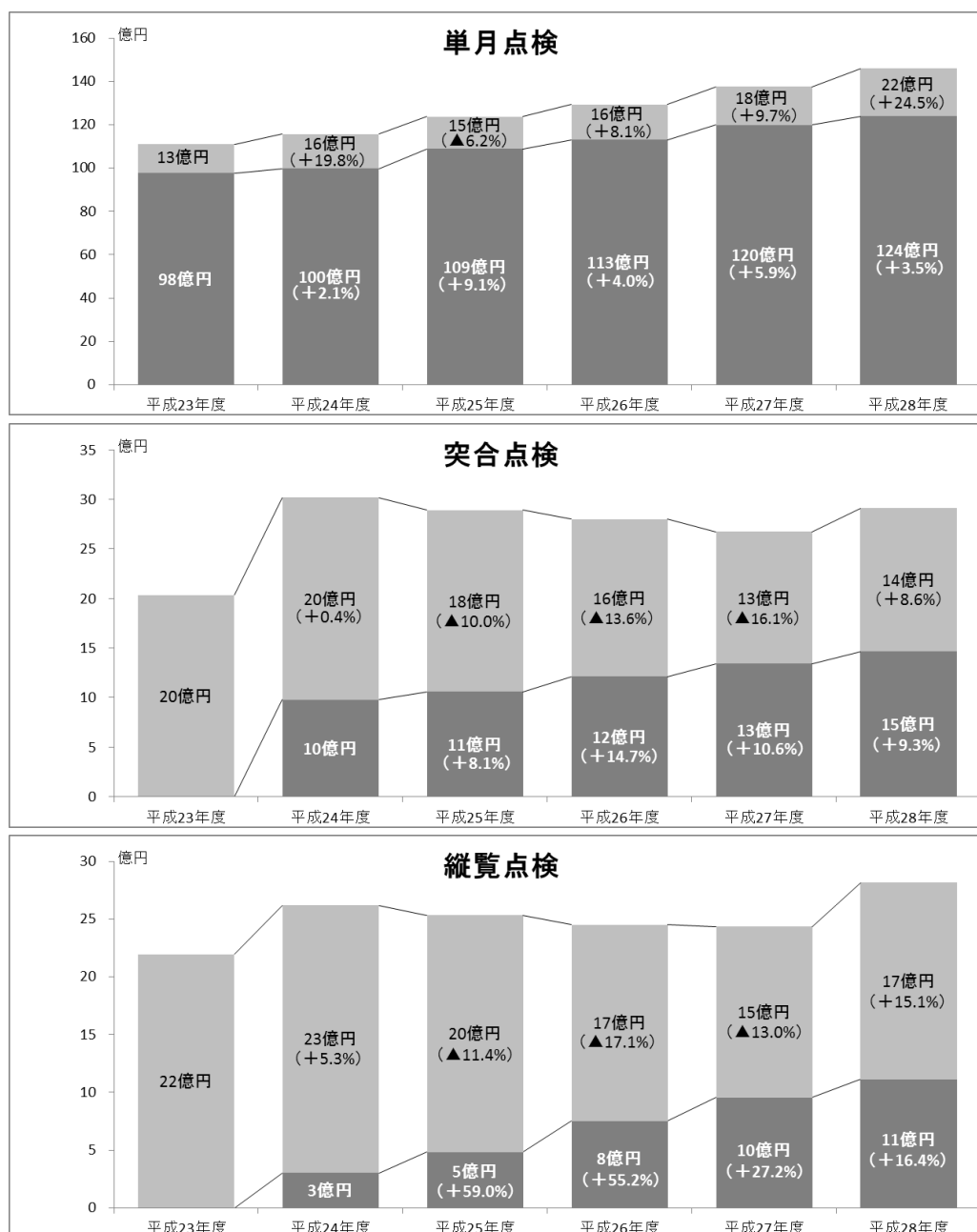
〔(図表 5-57) 加入者 1 人当たりの診療内容等査定効果額等の推移〕

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
診療内容等査定効果額	163 円	171 円	154 円	138 円	125 円	143 円
内容点検効果額	609 円	667 円	624 円	483 円	375 円	328 円

※診療内容等効果額は、協会が支払基金に対しレセプトの再審査を請求した結果、査定となった金額（医療費ベース）です。
一方で内容点検効果額は、再審査を請求した結果、査定及び医療機関へ返戻となったレセプトの調整金額（保険者負担ベース）になります。

〔(図表 5-58) 点検種類別診療内容等査定効果額（医療費ベース）の推移〕

■：支払基金一次審査 ■：協会点検による再審査 ※（）内は前年度比



※上記の診療内容等査定効果額は支払基金ホームページの統計情報を使用しています。

〔(図表 5-59) 診療報酬請求額と診療内容等査定効果額（医療費ベース）等の推移〕

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	増減
診療内容等査定効果額	154億円	172億円	179億円	183億円	189億円	203億円	14億円
支払基金一次審査	98億円	113億円	124億円	133億円	143億円	150億円	7億円
協会点検による再審査	57億円	60億円	54億円	50億円	46億円	53億円	7億円
診療報酬請求金額	44,365億円	45,401億円	46,111億円	47,577億円	49,389億円	51,966億円	2,577億円
請求金額に対する査定効果額割合	0.348%	0.380%	0.387%	0.384%	0.382%	0.389%	-

※支払基金一次審査の診療内容等査定効果額及び診療報酬請求金額は支払基金ホームページの統計情報を使用しています。
※端数整理のため、計数が一致しない場合があります。

ii) 点検効果向上のための取組

点検効果向上のために、28年度は以下のような取組を行いました。

①点検効果向上に向けた行動計画の策定・実施

各支部において「レセプト点検効果向上に向けた行動計画（以下「行動計画」）」を策定し、各種取組を実施しました。

また、本部においては、各支部が策定した行動計画の進捗管理を行うことにより、システムを活用した効率的な点検の実施や各種課題の解決に向けた指導等を行いました。

②内容点検業務の一部外注化

内容点検業務については、約2割のレセプト点検を外注化し、残り約8割のレセプトを重点的に点検するために一部外注化を進めてきました。この外注化については、点検員による点検業者のノウハウを吸収し、点検員のスキルを向上させることのほかに点検業者との競争意識の醸成が図られるなどの効果もあります。対象支部についても順次拡大を進めてきたところであり、28年1月からは全47支部において実施しています。

③レセプト点検員のスキルアップ等

レセプト点検員のスキルアップを図るため、各支部においては外部講師等による研修会や本部が開催する研修によって点検技術の底上げを行いました。28年度は、本部において新規採用レセプト点検員研修（4月）や医科・歯科レセプト点検員研修（11月及び12月）を実施しました。また、28年度は診療報酬改定が行われたことから医科・歯科診療報酬改定説明会（7月）も実施しました。

このほか、点検員の点検成績、能力に応じた実績評価や支部の成績に応じた評価を実施しており、点検員のモチベーションの向上を図っています。

(2) 資格点検

資格点検では、保険診療時における加入者資格の有無等を確認し、主に資格喪失後受診に伴い協会が負担した医療費の回収を行うための点検を実施しています。具体的には、レセプトの返戻または医療費の返還請求を行うため、医療機関や薬局に対し、資格喪失後受診等の

疑いがあるレセプトの照会（保険証の窓口確認の有無や診療日、レセプトの返戻同意の可否等）を実施しています。

システム刷新により点検内容が細分化したことから、28年度の加入者1人当たりの資格点検の効果額は1,267円となり、前年度と比較して174円（15.9%）増加と、増加傾向にあります。

なお、28年度の医療機関への照会件数は848,246件となっています。

（3）外傷点検

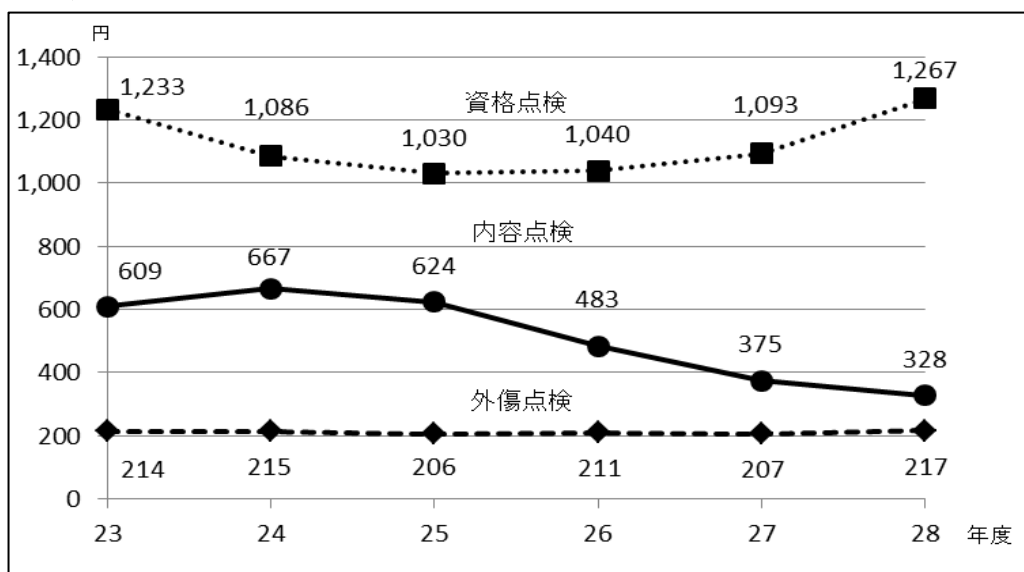
外傷点検では、保険診療の対象となった傷病（外傷）が労働災害や交通事故等の第三者の行為に起因するものでないかなど、その負傷原因について対象者へ照会等を行うことにより確認し、協会が負担した医療費の回収を行うための点検を実施しています。点検の結果、労働災害に該当する場合はレセプトの返戻または医療費の返還請求を行います。また、第三者の行為に起因する場合はその第三者（加害者）や損害保険会社等に対し、損害賠償請求（求償）を行います。

「4. 健康保険給付等（9）積極的な債権管理回収業務の推進」で述べたとおり、損害賠償金については、比較的高額となるケースが多いため、損害保険会社等と早期折衝を実施し、点検効果額の向上に努めました。

28年度の加入者1人当たりの外傷点検効果額は217円となり、前年度と比較して10円（4.8%）増加しました。

なお、28年度の負傷原因照会件数は181,769件となっています。

〔(図表 5-60) 加入者1人当たりレセプト点検効果額の推移〕



※ 資格点検：保険診療時における加入者の資格の有無等に係る点検（23年10月より実施している請求前資格確認の効果は含まれていない）
 内容点検：診察、検査、投薬等の診療内容に係る点検
 外傷点検：保険診療の対象となった外傷が労働災害や交通事故等の第三者の行為に起因するものか否か等の給付発生原因に係る点検

〔(図表 5-61) 各支部における点検効果額〕

(単位:円)

支部	資格点検		外傷点検		内容点検		診療内容等査定効果額	
	被保険者 一人当たり	加入者 一人当たり	被保険者 一人当たり	加入者 一人当たり	被保険者 一人当たり	加入者 一人当たり	被保険者 一人当たり	加入者 一人当たり
北海道	2,033	1,193	360	211	596	350	341	200
青 森	2,138	1,286	257	155	555	334	152	92
岩 手	2,272	1,394	223	137	598	367	346	212
宮 城	1,949	1,170	300	180	693	416	193	116
秋 田	2,027	1,227	176	107	281	170	188	114
山 形	2,281	1,402	306	188	457	281	128	78
福 島	1,844	1,113	347	209	465	281	176	106
茨 城	1,928	1,149	265	158	1,025	610	444	265
栃 木	2,080	1,235	432	257	792	471	387	230
群 馬	2,801	1,618	428	247	504	291	188	108
埼 玉	2,061	1,207	399	234	542	317	244	143
千 葉	1,898	1,128	509	303	428	254	304	181
東 京	1,800	1,130	241	151	683	429	149	94
神奈川	2,164	1,292	286	171	402	240	195	117
新 潟	2,287	1,364	298	178	493	294	290	173
富 山	1,921	1,174	263	161	431	264	125	76
石 川	2,374	1,434	391	236	431	260	130	79
福 井	2,203	1,336	397	241	440	267	213	129
山 梨	2,690	1,566	299	174	603	351	190	111
長 野	2,283	1,350	341	202	824	487	261	154
岐 阜	1,854	1,050	312	177	495	280	161	91
静 岡	1,598	956	321	192	361	216	248	148
愛 知	1,616	935	448	259	425	246	165	95
三 重	1,609	946	412	242	414	243	133	78
滋 賀	1,959	1,121	315	180	322	184	184	105
京 都	2,170	1,250	356	205	562	324	235	135
大 阪	2,342	1,325	349	197	629	356	340	192
兵 庫	1,702	967	535	304	570	324	222	126
奈 良	2,868	1,569	509	278	475	260	279	153
和歌山	2,973	1,668	555	311	563	316	390	219
鳥 取	3,418	2,066	188	114	707	427	336	203
島 根	2,806	1,687	396	238	517	311	156	94
岡 山	2,488	1,464	595	350	311	183	252	148
広 島	2,281	1,326	317	184	427	248	219	127
山 口	2,740	1,615	399	235	552	325	345	203
徳 島	2,114	1,259	392	233	899	535	148	88
香 川	3,009	1,762	545	319	388	227	225	132
愛 媛	2,085	1,198	604	347	496	285	212	122
高 知	2,782	1,673	462	278	428	257	240	144
福 岡	2,649	1,512	444	253	686	392	478	273
佐 賀	3,021	1,734	548	314	375	215	148	85
長 崎	2,453	1,422	420	244	907	526	388	225
熊 本	2,400	1,414	429	253	384	226	182	107
大 分	2,942	1,698	291	168	470	271	160	92
宮 崎	2,583	1,502	581	338	592	344	248	144
鹿児島	2,676	1,523	394	224	313	178	175	99
沖 縄	2,496	1,342	304	163	850	457	214	115
計	2,154	1,267	368	217	557	328	243	143

協会の運営に関する各種指標

協会の運営に関する各種指標(数値)【全国計】

【目標指標】

サービス関係指標		目 標	実 績
サービススタンダードの遵守	健康保険給付の受付から振込までの日数の目標 (10営業日)の達成率	100 %	99.99 % (99.48 %)
	健康保険給付の受付から振込までの日数	10営業日以内	8.11 日 (7.98 日)

保健事業関係指標			目 標	実 績
健診の実施	特定健康診査実施率	被保険者	53.2 %	48.5 % (48.0 %)
		被扶養者	30.0 %	22.2 % (21.0 %)
事業者健診の取得	事業者健診のデータの取込率(被保険者)		13.7 %	6.2 % (4.6 %)
保健指導の実施	特定保健指導実施率 (6ヶ月後評価まで完了した者)	被保険者	15.2 %	13.3 % (13.0 %)
		被扶養者	4.1 %	3.6 % (3.5 %)

医療費適正化等関係指標		目 標	実 績
レセプト点検効果額	加入者1人当たり診療内容等査定効果額 (医療費ベース)	123円以上	143 円 (125 円)
ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合(注3) (数量ベース)	65.1 %	68.8 % (62.0 %)
加入者・事業主への広報	メールマガジンの新規登録件数	13,000件	20,873 件 (2,398 件)
	[メールマガジンの登録件数(29年3月)]		[91,871 件 (76,206 件)]

(注1) 各数値は特に注記がないものについては、28年4月1日から29年3月31日までの実績値。

(注2) ()内の数値は、前年度同期における数値。ただし、メールマガジンについては、27年6月の協会システムのインターネット環境からの遮断により、新規登録件数は27年4月から5月までの数値、登録件数は27年5月末時点の数値となる。

(注3) ジェネリック医薬品使用割合は年度平均。

協会の運営に関する各種指標(数値)【全国計】

【検証指標】

			実 績	
各種サービスの利用状況	インターネットによる医療費通知の利用件数（注3） （28年12月～29年3月の医療費情報の照会が可能なID・パスワードの払出件数）		3,293 件（	2,329 件）
	任意継続被保険者の口座振替利用率（29年3月）		31.1 %（	31.9 %）
事務処理誤りの防止	「事務処理誤り」発生件数		181 件（	341 件）
	任意継続関係		9 件（	15 件）
	健 保 給 付 種 別	療養費	19 件（	53 件）
		高額療養費	28 件（	64 件）
		傷病手当金	47 件（	79 件）
		出産手当金	7 件（	13 件）
		出産育児一時金	6 件（	13 件）
		埋葬費／埋葬料	2 件（	2 件）
		移送費	0 件（	0 件）
		貸付金（高額医療費・出産費）	0 件（	1 件）
	医療費のお知らせ		0 件（	0 件）
	健診関係		14 件（	11 件）
	誤送付		24 件（	55 件）
	紛失		3 件（	6 件）
	その他		22 件（	29 件）
お客様の苦情・意見	苦情・意見の受付件数	苦情	434 件（	627 件）
		ご意見・ご提案	1,184 件（	1,374 件）
		お礼・お褒めの言葉	491 件（	517 件）
お客様満足度	窓口サービス全体としての満足度		97.4 %（	96.8 %）
	職員の応接態度に対する満足度		97.0 %（	96.5 %）
	訪問目的の達成度		97.2 %（	96.9 %）
レセプト点検	加入者1人当たり資格点検効果額（注4）		1,267 円（	1,093 円）
	加入者1人当たり外傷点検効果額		217 円（	207 円）
	加入者1人当たり内容点検効果額		328 円（	375 円）
健診・保健指導の効果	メタボリックシンドローム該当者および予備群の減少率（注5）		19.7 %（	20.7 %）
	特定保健指導利用者の改善状況（注6）		26.9 %（	26.9 %）

協会の運営に関する各種指標(数値)【全国計】

			実 績	
ホームページの利用	ホームページへのアクセス件数 (平日における1日当たり平均アクセス数)		84,412 件 (	77,972 件)
	ホームページの利用目的達成度	「トップページ」及び「カテゴリページ」 平均離脱率 (注7)	12.5 % (	10.9 %)
		「コンテンツページ」 平均滞在時間 (注8)	118.5 秒 (	120.5 秒)
都道府県との連携	都道府県医療費適正化計画に係る検討会への参加支部数 (29年3月)		31支部 (	28支部) 設置数[32] ([30])
	都道府県ジェネリック使用促進協議会への参加支部数 (29年3月)		41支部 (	35支部) 設置数[42] ([40])
申請・届出の郵送化	申請・届出の郵送化率		83.4 % (	81.0 %)
業務の効率化・経費の削減	健康保険給付担当職員の1人当たり給付業務処理件数 (注9)		3,494 件 (	3,122 件)
	契約件数及び割合 (100万円を超える契約)		638 件 [	100.0 %]
	一般競争入札による契約		298 件 [	46.7 %]
	企画競争による契約		49 件 [	7.7 %]
	随意契約		291 件 [	45.6 %]
	随意契約の内訳 (100万円を超える契約)		291 件 [	100.0 %]
	事務所賃貸(工事、清掃費)関係		66 件 [	22.7 %]
	システム(改修、保守、賃借)関係		86 件 [	29.6 %]
	窓口相談業務の社会保険労務士会への委託		6 件 [	2.1 %]
	広報(新聞等)関係		17 件 [	5.8 %]
	一般競争入札業者決定までの経過的な契約		0 件 [	0.0 %]
	一般競争入札不落による契約		12 件 [	4.1 %]
	その他		104 件 [	35.7 %]
	コピー用紙等の消耗品の使用状況	コピー用紙(A4)	33,615 箱 (	34,631 箱)
		プリンタートナー(黒)	2,694 個 (	2,799 個)
		プリンタートナー(カラー)	1,874 個 (	1,631 個)

(注1) 各数値は特に注記がないものについては、28年4月1日から29年3月31日までの実績値（お客様満足度は28年10月から11月における調査結果）。

(注2) ()内の数値は、前年度同期における数値、[]内の数値は構成比を示す。

(注3) インターネットによる医療費通知の利用件数については、情報提供サービスを再開した28年12月からの数値であり、()内の前年度の数値は、協会システムのインターネット環境からの遮断による27年6月までの数値となる。

(注4) 23年10月より実施している請求前資格確認の効果は含んでいない。

(注5) 「メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率」(対27年度)

・27年度にメタボリックシンドローム該当者または予備群であった者のうち、28年度にメタボリックシンドローム該当者または予備群でなくなった者の割合（29年5月31日時点の特定健診結果データを使用し集計しており、()内の前年度の減少率についても再集計している）。

(注6) 「特定保健指導利用者の改善状況」(対27年度)

・27年度特定保健指導を利用した者のうち、28年度は特定保健指導対象者ではなくなった者の割合（29年5月31日時点の特定健診結果データを使用し集計しており、()内の前年度の割合についても再集計している）。

(注7) 「トップページ」及び「カテゴリページ」は、項目を一覧して他のページに移移するためのページであり、年間アクセス件数ランキングの上位15位の離脱率が一般的なマーケティングの基準ライン(40%未満)をクリアしていれば利用目的が達成できたと評価する。

(注8) 「コンテンツページ」は、広報内容を具体的に掲載したページであり、年間アクセス件数ランキングの上位15位の平均滞在時間が、そのページを理解するのに必要な一定の閲覧時間(60秒以上)滞在していれば利用目的が達成できたと評価する。

(注9) 「健康保険給付担当職員の1人当たり給付業務処理件数」は、高額療養費、傷病手当金、出産育児一時金(直接支払分を除く)、出産手当金、療養費(柔道整復施術療養費を除く)、移送費、埋葬料に係る支給決定件数を、健康保険給付担当職員の数で除したものの。